

障がいのある方とともに



(令和5年度版)



神栖市

はじめに

「やさしい福祉」は、障がいのある方が利用できる各種制度の概要や支援・相談等の窓口を紹介しています。日常生活の手引きとして幅広くご活用ください。

*注意

- ① 本書は令和5年3月に作成しました。その後、制度などが変更されることがありますのでご注意ください。
- ② 介護保険制度の対象の方は、障がい者施策の利用についての一定の制限がある場合がありますので、くわしい内容についてはご相談ください。
- ③ 多数の制度・事業などを掲載しています。このほかにも事業者・機関ごとに決められた制度もあります。
- ④ 各事業の内容・手続き方法等は簡略に記載されており、所得などに制限がある場合がありますので、制度のくわしい内容は各窓口にお問合せください。
- ⑤ 申請期限のある制度や交付・給付事業については前もって各窓口にお問い合わせください。

1. 該当制度一覧表

詳しくは掲載ページをご覧ください。

制度	手帳・等級など	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3
手当・年金	心身障害者（児）福祉手当	○						○						
	特別障害者手当	△						△				△		
	障害児福祉手当	△						○				△		
	特別児童扶養手当		△					○				△		
	児童扶養手当	△												
	障害基礎・厚生年金等							△						
	難病患者福祉手当							△						
	心身障害者扶養共済年金		○							○			○	
	手帳取得経費補助							○						
医療	更生・育成医療			△										
	マル福・神福	○	△					○				○		
	後期高齢者医療制度の早期適用	○		△				○				○		
福祉用具	補装具費の支給	装具ごとに異なる												
	日常生活用具の支給	状況により異なる												
税の軽減	所得税・住民税の障害者控除	○												
	自動車税・軽自動車税の免除	障がい部位ごとに異なる						○				△		
交通	JR・私鉄旅客運賃等割引	各社で規定												
	路線バス福祉バス交付	○												
	いばらき身障者等用駐車場利用証	視・内部：4級以上 その他は、制度案内参照						○				○		
	全国の有料道路割引	○						○						
	神栖市福祉タクシー	○						○				○		
	運転免許証取得費補助	○												
	自動車改造費助成	△												
	駐車禁止除外の対象	詳しくは、制度案内参照						○				△		
その他	NHK受信料の割引	△												
	青い鳥郵便葉書の無償配布	○						○						
	携帯電話料金の割引	各社で規定												
	神栖市身体障害者福祉協議会	○												

○：該当 △：一部該当

障害基礎年金	特別児童扶養手当	難病患者	掲載ページ	概要
○	○		P20	・月額3,000円（年1回3月末支給）・入院中可、施設入所不可 ※1年以上の居住要件有
			P19	・日常生活に常時特別な介護を必要とする方（月額27,980円：令和5年4月から） ・施設入所者、3か月以上入院の場合は不可
			P19	・日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳未満の方（月額15,220円：令和5年4月から）・施設入所不可
			P18	・日常生活に介護が必要な20歳未満を監護する保護者 （月額1級53,700円/2級35,760円：令和5年4月から）・施設入所不可
△			P18	・父または母が一定の障がいの状態にある場合
	△		P17	・国民年金法施行令の障がい等級表による
	△		P20	・月額3,000円（年2回9月末・3月末支給）※1年以上の居住要件有
		△	P21	・保護者に万が一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度
			P22	・障がい者手帳の取得経費（診断書料や写真代）を上限3,000円まで補助
		△	P24	・障がいを除去・軽減するための手術等の9割を保険者と公費で負担する制度 （育成医療については身体障害者手帳の有無は問いません。）
○	○		P23	・保険診療の自己負担を助成する制度 ・身体障害者手帳3級は内部障がいの方が該当
○			P23	・65歳以上75歳未満の方 ・身体障害者手帳4級は下肢の一部と音声言語障がいの方が該当
		△	P38	・身体の欠損部位や障がい部位を補うための福祉用具の購入・修理費用の一部を公費で負担する制度
		△	P38	・日常生活用具の購入の一部を公費で負担する制度
			P53	・本人または扶養親族の手帳等級に応じて総所得金額等から障害者控除を差し引くことが可能
			P55	・障がい者1人につき1台 ・神栖市福祉タクシー券との併給不可（人工透析療法治療者及び指定難病治療者を除く）
			P56	
			P57	・関東鉄道の路線バス（銚子駅～鹿島神宮駅間）が無料になるバス券（市内の停留所で乗降する場合）※1年以上の居住要件有
		○	P59	・全国41府県（本県を含む）1市の身障者等用駐車場で利用可能
			P58	・全国の有料道路料金が半額になる制度（2種は、障がい者本人運転のみ）
		○	P58	・通院や避難所等へのタクシー料金を助成 ※1年以上の居住要件有
			P56	・運転適正試験に合格した方
			P56	・上肢・下肢・体幹機能障がい1・2級の方
			P59	
			P63	・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で要件を満たした場合、受信料の割引があります。
			P64	・通常郵便はがきを1人につき20枚配布（受付期間：毎年4～5月）
			P63	
			P52	

この表は制度等の一部です。また、制度等が変わることもありますので、くわしくは各窓口にお問い合わせください。（令和5年3月作成）

目次

1 該当制度一覧表	4	日常生活用具の給付	38
2 相談窓口	8	日常生活用具一覧	45
3 障がい者手帳	11	住宅改修費の助成	39
身体障害者手帳	11	茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業	39
療育手帳	15	介護用品支給事業	40
精神障害者保健福祉手帳	16	車いすの貸出	40
4 年金・手当	17	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	40
障害年金	17	神栖市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	42
特別障害給付金	17	9 しごと・社会参加	50
特別児童扶養手当	18	職業相談等	50
児童扶養手当	18	職業訓練等	50
特別障害者手当	19	雇用促進等	51
障害児福祉手当	19	社会参加等	51
神栖市中心身障害者（児）福祉手当（市制度）	20	10 税の軽減	53
神栖市難病患者福祉手当（市制度）	20	所得税・市県民税の所得控除	53
心身障害児童養育費（市制度）	21	市県民税の非課税	53
心身障害者扶養共済制度	21	相続税の障害者控除	53
心身障害者扶養共済掛金補助（市制度）	22	個人事業税の減免等	54
神栖市障害者手帳取得経費補助（市制度）	22	一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税	54
生活福祉資金の貸付	22	信託受益権の贈与税の非課税	54
5 医療	23	バリアフリーにかかる固定資産税の減免	54
医療福祉費支給制度（マル福・神福）	23	マル優（少額預金等利子非課税）制度	54
後期高齢者医療の早期適用	23	自動車税・軽自動車税の減免	55
自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）	24	11 交通	56
指定難病特定医療費の給付	25	自動車改造費の助成	56
小児慢性特定疾病医療費の給付	25	自動車運転免許取得費の助成	56
6 障害福祉サービス等	26	JR 旅客運賃の割引	56
障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）	26	バス（路線）運賃の割引	57
障害児通所支援のサービス	29	路線バス福祉バス（市制度）	57
障害児入所支援のサービス	29	タクシー料金の割引	57
指定相談支援	30	福祉タクシー事業（市制度）	58
障害福祉サービス等の費用について	31	デマンドタクシー（市制度）	58
7 地域生活支援事業	32	有料道路通行料金の割引	58
地域生活支援事業サービスの種類	32	国内航空運賃・フェリー旅客運賃の割引	59
障がい者虐待の防止・通報	33	いばらき身障者等用駐車場利用証	59
障がいを理由とする差別の解消の推進	33	駐車禁止の除外	59
神栖市障害児（者）緊急短期入所空床確保事業	33	福祉車両利用料助成事業	60
成年後見制度	34	障がい者に関するマーク	61
成年後見制度利用支援事業	34	12 公共料金の助成など	63
その他地域生活支援	34	携帯電話料金の割引	63
市が独自に実施する事業	36	NHK 放送受信料の減免	63
8 福祉用具・住宅改修	38	NTT 無料番号案内（ふれあい案内）・NTT ファックス104	63
補装具費の支給	38	青い鳥郵便葉書の無償配布	64
補装具一覧	43	事業所一覧	65

2. 相談窓口

(1) 障がい者（児）の方の各種相談は、次の窓口で取り扱っております。
市内での相談は下表のとおりです。

担当課名	業務内容	問合せ先（直通）
障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳に関する事 各種手当等に関する事 補装具、日常生活用具、障がい福祉サービス、自立支援医療に関する事 障がい者（児）等のための各種福祉施策や団体への助成等に関する事 	tel 0299-90-1137 fax0299-77-5844 ●土曜日電話相談 tel 080-2591-0273 （毎週土曜日 9時から17時）
社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する事 災害援助に関する事 民生委員・児童委員に関する事 生活保護に関する事 	●社会福祉グループ tel 0299-90-1138 ●保護グループ tel 0299-90-1139 fax0299-93-5002(共通)
こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に関する事 児童相談及び児童虐待に関する事 	●児童福祉グループ tel 0299-90-1205 ●児童支援グループ tel 0299-95-9576 fax0299-95-6280(共通)
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 保育所への入所に関する事 	tel 0299-90-1206 fax0299-95-6280(共通)
長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉に関する事 介護保険に関する事 介護予防に関する事 	●長寿企画グループ tel 0299-91-1700 ●介護保険グループ tel 0299-91-1702 ●地域包括支援グループ tel 0299-91-1701 fax0299-93-2399(共通)
国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険に関する事 国民年金に関する事 マル福、神福に関する事 後期高齢者医療に関する事 	●国保グループ tel 0299-90-1142(国保) ●年金グループ tel 0299-90-1145(年金) ●医療福祉グループ tel 0299-90-1143(医療) fax0299-90-1324(共通)
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健に関する事 生活習慣病予防のための健診・保健指導に関する事 	●神栖市保健センター tel 0299-90-1331 fax0299-90-1330(共通)
神栖市はさき保健・交流センター （令和5年4月開館）	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健に関する事 生活習慣病予防のための健診・保健指導に関する事 	●神栖市はさき保健福祉センター tel 0479-21-5132 fax0479-21-5127
保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する事 予防接種に関する事 	●保健予防グループ tel 0299-92-0141 ●新型ｺﾞｸｸｸｸ接種グループ tel 0299-77-7133 fax0299-90-1330(共通)
教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 就学に関する事 	tel 0299-77-7431 fax0299-77-7703
波崎総合支所 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉全般に関する事 	tel 0479-44-1961 fax0479-44-5134

身体・知的障害者相談員	障がい者の相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。	下表の身体障害者・知的障害者相談員一覧を参照ください。
神栖市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉に関する事 成年後見制度に関する事 日常生活自立支援事業に関する事 ボランティアに関する事 	●神栖市保健・福祉会館内 tel 0299-93-0294 fax0299-92-8750 ●はさき福祉センター内 tel 0479-48-0294 fax0479-48-1294
民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもって、市役所やその他の関係行政機関と協力して、生活に困っている方、障がいのある方、児童及び高齢者等の相談に応じています。	●お住まいの地区の民生委員・児童委員 ●社会福祉課 tel 0299-90-1138 fax0299-93-5002(共通)

(2) 身体障害者・知的障害者相談員一覧 令和5年3月現在

	氏名	住所	電話
身体障害者相談員	高橋 等	神栖市土合北 2-12-18-2	tel 0479-48-6908
	和泉 純夫	神栖市土合南 2-12-10	tel 0479-48-2332
	保立 静	神栖市知手 6191	tel 0299-96-0025
知的障害者相談員	山間 松代	神栖市大野原中央 4-6-30	tel 0299-92-6213
	梶山 正子	神栖市奥野谷 124	tel 0299-96-0331
	渡辺 博子	神栖市土合北 1-2-3	tel 090-9952-3566

<他の行政機関等>

	業務内容	問合せ先
潮来保健所	地域における保健衛生の向上をはかる業務の一貫として、乳幼児から老人までの保健相談や障がいの早期発見、治療を目的として医学的な相談、指導に応じています。	tel 0299-66-2114 fax0299-66-1613
茨城県福祉相談センター	主として18歳以上の身体障がい者及び知的障がい者を対象として、医師、社会福祉士、心理機能判定員などが専門的立場から、相談・指導を行っています。	tel 029-221-0800 fax029-221-0811
茨城県精神保健福祉センター	精神科の医師、ソーシャルワーカーなどの専門職員が関係諸機関の取扱ったケースのうち、複雑又は困難なものについて総合的な立場から相談・指導を行っています。	tel 029-243-2870 fax029-244-6555
茨城県立視覚障害者福祉センター	視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の出版・貸出をはじめ点訳・音訳奉仕員などボランティアの養成を行っています。	tel 029-221-0098 fax029-221-0234
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	聴覚障がい者の社会参加促進事業や生活全般に関する相談事業、手話通訳者・要約筆記者の養成及び地域活動のための派遣事業等を行っています。	tel 029-248-0029 fax029-247-1369

茨城県発達障害者支援センター COLORS つくば	社会生活への適応が困難な自閉症、発達障がい の特性を踏まえ、生涯一貫したきめ細やかな支 援を行うため、家庭・保健・福祉・医療・教育 機関等の関係機関連携の中心として、専門的支 援のためのバックアップを行っています。	tel 029-875-3485 fax029-875-3486
茨城県立鹿島特別支援 学校	進学や進路、発達や療育、学習支援の方法など 教育上の支援に関する相談を受け付けていま す。	tel 0299-82-7700 fax0299-84-1576
茨城県立水戸高等特別 支援学校	義務教育を修了した障がいの比較的軽い知的 障がいの後期中等教育の充実を図るために 設立された高等部単独の特別支援学校です。	tel 029-269-6212 fax029-269-6210
茨城県立水戸特別支援 学校	障がいのあるお子さん(他校在学者を含む)の子 育ての悩みや就学、進路等について、教育相談 を随時受け付けています。	tel 029-247-5924 fax029-248-6704
茨城県立盲学校	弱視など視覚障がいのある乳幼児、児童生徒と その保護者並びに成人の方への相談・支援を実 施しています。また、3歳からの幼稚部が併設 されており、早期からの教育を実施していま す。	tel 029-221-3388 fax029-225-4328
茨城県立水戸聾学校	難聴など聴覚障がいのある乳幼児、児童生徒と その保護者並びに聴覚障がいのお子さんを担 当する先生や関係機関の方に対する教育相談 に応じています。また、きこえとことばの教育 相談があり、早期からの教育を実施していま す。	tel 029-241-1018 fax029-241-8148

〈こどもの発達相談〉

	業務内容	問合先
幼児の相談教室 (おはなしひろば)	子育てに関すること、言葉や発達に関することを 個別に相談できます。 神栖教室 息栖小学校内 波崎教室 神栖市教育センター内	●神栖教室 tel 0299-93-8900 fax0299-93-9025 ●波崎教室 tel 0479-48-3333 fax0479-26-4005
鉾田児童相談所	個別相談や観察を通して、養育・保育上のさまざ まな相談に応じています。	tel 0291-33-4119 fax0291-33-6454
茨城県母子保健セン ター	市町村保健センターの紹介により、医師や心理の 専門家が発達に遅れのある幼児の観察を通して、 療育の相談に応じています。また、個別の指導も 行っています。	tel 029-221-1553 fax029-226-0493 (予約制)

3. 障がい者手帳

■ 障がい者手帳とは

- ・障がいがあることを公的に認める証明書です。
- ・障がい者手帳を持つことで、公的な支援を受けやすくなります。
- ・手帳は障がいの内容によって3種類に分かれています。

手帳の種類 (目安)	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
心身の 状態	(身体障がい) 身体機能に 障がいがある	(知的障がい) 発達期(おおむね18歳 程度まで)からの知的な 遅れがある	(発達障がい) ・自閉スペクトラム症 ・注意欠如・多動症 (ADHD) ・学習障害 ・心理的発達の障がい ・チック症や吃音など 上記以外の行動及 び情緒の障がい	(精神障がい) ・統合失調症 ・うつ病、双極性 障害などの気分 (感情)障害 ・非定型精神病 ・てんかん ・中毒精神病 ・器質精神病 ・認知症 ・高次脳機能障害 ・その他の精神疾患

(1) 身体障害者手帳

■ 対象者

指定様式の診断書に記載された障がい、12ページ記載の国の基準に該当する方
※肢体不自由(欠損や切断を除く)の場合、発症や手術からおおむね6か月後を症状固定
とみなします。
※病気や怪我の重症度ではなく、治療をしても回復が困難な身体の機能障がいに対して認
められます。

■ 初めての申請に必要なもの

- ・ 申請書
- ・ 指定医記載の診断書・意見書(市の指定様式)
- ・ 写真(縦4cm×横3cm)1枚
- ・ マイナンバーが確認できるもの

～診断書等料金を助成します～
22ページを参照してください

■ 申請先

障がい福祉課(保健・福祉会館1F) tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844
市民生活課(波崎総合支所1F) tel 0479-44-1961 fax 0479-44-5134
受付時間 平日 8:30 から 17:15

身体障害者障害程度等級表（その1）令和5年3月現在

級別		1級	2級	3級	4級
視覚障害（視力）		視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平衡機能の障害			平衡機能の極めて著しい障害	
	音声機能又は言語機能の障害			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の五指の機能を全廃したものの
	下肢機能障害	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

5級	6級	7級
1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障害		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考

7 6 5 4 3 2 1
 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるびし下端までを計測したものをいう。
 同一の等級については2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられていないものは、該当等級とする。
 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
 「指の機能障害」とは、中指指関節以下の障害をいい、おや指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
 「指の機能障害」とは、中指指関節以下の障害をいい、おや指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

身体障害者障害程度等級表（その2）

令和5年3月現在

級別	1級	2級	3級	4級	
内部障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	直腸機能障害 ぼうこう又は ぼうこう又は	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(2) 療育手帳

■ 対象者

- ・県内に住所がある方
- ・おおむね18歳程度までに知的機能の遅れがあらわれた方で、県の判定により下記基準に該当した方。

■ 障がい程度と判定基準

I Q＝知能指数

※身体障害者手帳をお持ちの場合は、その程度に応じて、別の基準で判定されます。

※発達障がい（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症等）と知的障がいは異なるため、重度の発達障がいがある方でも、療育手帳の判定は軽度になることがあります。

⊕(最重度) I Qおおむね20以下 (成人では、おおむね3歳程度未満の精神年齢)
A(重度) I Qおおむね21から35 (成人では、おおむね3歳程度から6歳程度以下の精神年齢)
B(中度) I Qおおむね36から50 (成人では、おおむね6歳程度から9歳程度以下の精神年齢)
C(軽度) 上記に該当せず、おおむねIQ70以下の方 (成人では、おおむね9歳程度から12歳程度以下の精神年齢)

■ 交付申請をするには

下記に連絡し、判定（知能検査と面談等）の予約をしてください。

【18歳未満の方】

銚田児童相談所

住所 銚田市銚田 1367-3

tel 0291-33-4119 fax 0291-33-6454

【18歳以上の方】

茨城県福祉相談センター 障害者相談支援課

住所 水戸市三の丸 1-5-38

tel 029-221-0800 fax 029-221-0811

～手帳申請時の写真代を助成します～
22 ページを参照してください

(3) 精神障害者保健福祉手帳 ※有効期間は2年間で、更新があります。

■ 対象者

精神疾患がある方で、精神障がいのため、日常生活又は社会生活に制限がある方
 ※精神障がいに係る初診日から6か月を経過していなければ、申請できません。

■ 申請に必要なもの

- ・障害者手帳申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳用診断書

※精神障がいにより障害年金を受給されている方は、医師の診断書に替えて年金証書の写しでも申請できます。(マイナンバーを活用した情報照会の同意書でも可)

- ・写真(縦4cm×横3cm)1枚
- ・申請者のマイナンバーが確認できるもの

～診断書等料金を助成します～
 22ページを参照してください

■ 等級と判定基準

1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

■ 申請先

障がい福祉課(保健・福祉会館1F) tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844
 市民生活課(波崎総合支所1F) tel 0479-44-1961 fax 0479-44-5134

～高次脳機能障害とは～

交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や、脳卒中・脳炎・低酸素脳症などの疾患により脳が損傷を受け、記憶・注意・感情などの「高次」脳の機能が損なわれる障がいです。

障がいの程度により、障がい者手帳(身体・精神保健福祉)が取得でき、手帳に基づく福祉制度を利用することができます。また、一定程度の障がいの状態になった方に対しては、障害年金が支給されます。(受給要件有り)

【主な原因】

- 脳血管障がい・・・脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等
- 外傷性損傷・・・交通事故、転倒、転落
- その他・・・脳炎、低酸素脳症、脳腫瘍

【問合先】

茨城県高次脳機能障害支援センター
 稲敷郡阿見町阿見 4669-2 tel 029-887-2605(相談専用)
 月～金 9:00～17:00(年末年始・祝日を除く)

4. 年金・手当

年金・手当は、申請し、認定されなければ、受給できません

(1) 障害年金

障害年金は、法令に定める障がい状態により、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日に国民年金に加入していた又は20歳前の場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障がいが残ったときは、障害手当金を受け取ることができる制度があります。

障害年金を受け取るには、受給要件があり年金保険料納付状況などの条件が設けられています。なお、障がい者手帳の等級とは異なります。

■ 支給額(令和4年度の額 子の加算なし)

障害基礎年金・・・1級 972,250円(月額)
 2級 777,800円(月額)

※ 物価変動等により改定があります。

障害厚生年金・障害手当金・・・請求される方により金額が異なります。

■ 支給内容

偶数月に2か月分ずつ日本年金機構から本人へ支給されます。

■ 問い合わせ先

日本年金機構水戸南年金事務所 TEL 029-227-3253
 国保年金課(障害基礎年金のみ) TEL 0299-90-1145

(2) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金などを受給できない障がい者に「特別障害給付金制度」があります。

■ 支給対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生(夜間部、定時制、通信制を除く)
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった厚生年金や共済組合加入者の配偶者
- 上記いずれかに該当する方で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級の障がい状態にある。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当し請求された方

■ 支給額(令和5年度の額 物価変動等により改定があります。)

障害基礎年金の1級の状態にある方 月額53,650円
 障害基礎年金の2級の状態にある方 月額42,920円

■ 問い合わせ先

日本年金機構水戸南年金事務所 TEL 029-227-3253
 国保年金課 TEL 0299-90-1145

(3) 特別児童扶養手当

■ 概要

精神、知的又は身体に障がいのあるお子さんを監護している方に、手当を支給し、お子さんの福祉の増進をはかるための制度です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

※ この手当と児童扶養手当を併給されている方は、児童扶養手当の支給期間が20歳まで延長されます。

■ 対象者

次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんを監護する父母または養育者

- ・ 身体・知的・精神に中程度以上の障がいがあり、日常生活に著しい制限がある
- ・ 長期にわたる安静を必要とする病状にあたり、日常生活に著しい制限がある

<対象にならない方>

- ・ 児童及び父母又は養育者が日本に住んでいないとき
- ・ 児童が障がいを理由とする年金などを受けられることができるとき
- ・ 児童が児童福祉施設に入所しているとき（親子入所を除く）

■ 支給内容

令和5年4月から

1級（重度）：月額53,700円 2級（中度）：月額35,760円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 4月、8月、11月に4か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(4) 児童扶養手当

■ 概要

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、お子さんが健やかに育つために役立てていただくよう支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

次のいずれかの条件に当てはまるお子さんを監護している母、父または養育者

- ・ 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消したお子さん
- ・ 父または母が死亡したお子さん
- ・ 父または母が一定の障がいの状態にあるお子さん
- ・ 父または母の生死が明らかでないお子さん
- ・ 父または母から1年以上遺棄されているお子さん
- ・ 父または母が裁判所からのDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けたお子さん
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されているお子さん
- ・ 婚姻によらないで生まれたお子さん
- ・ 母が児童を懐胎したときの事情が不明であるお子さん

■ 支給内容

所得や対象となるお子さんの人数によって支給額が異なります。

お子さん1人の場合

月額10,410円（一部支給）から月額44,140円（全部支給）

- ・ 公的年金等の受給がある場合、この限りではありません。
- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ お子さんが18歳になる年の年度末まで（法令で定める障がいの状態にある場合は20歳に達する日の前日まで）支給

■ 問合せ先

こども福祉課 tel 0299-90-1205（直通） fax 0299-95-6280

(5) 特別障害者手当

■ 概要

精神又は身体に著しい障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に対して福祉の向上を図ることを目的に支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳以上の方

<対象にならない方>

- ・ 福祉施設等に入所している方
- ・ 病院等に3か月を越えて入院している方

■ 支給内容

令和5年4月から

月額27,980円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 2・5・8・11月に3か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(6) 障害児福祉手当

■ 概要

精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満のお子さんに対して福祉の向上を図ることを目的に支給される手当です。所得制限がありますので、基準額以上の所得がある場合、手当は支給されません。

■ 対象者

精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の方

<対象にならない方>

- ・ 福祉施設等に入所している方

- ・ 障がい事由とする年金等を受けることができる方

■ 支給内容

令和5年4月から
月額15,220円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 2・5・8・11月に3か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

（7）神栖市中心身障害者(児)福祉手当（市制度）

在宅の障がい者（児）の経済的及び精神的負担の軽減を図るために、手当を支給しています。

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳1級・2級
- ・ 療育手帳㊦・A
- ・ 特別児童扶養手当支給対象児童1級・2級
- ・ 障害年金1級・2級
- ・ 要介護度4・5

※施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム）等に入所している方は対象になりません。

■ 支給内容

月額3,000円（年1回、3月末に支給） ※申請した月から該当となります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 上記等級、介護度等に該当することが分かる書類（障がい者手帳、証書、介護保険被保険者証等）
- ・ 振込先が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

（8）神栖市難病患者福祉手当（市制度）

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、特定疾病（令和3年11月1日から医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大）に罹患し、指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方

■ 支給内容

月額3,000円（年2回、9月末・3月末に支給）
※申請した翌月分から該当となります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 指定難病特定医療費受給者証
- ・ 振込先が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

（9）心身障害児養育費（市制度）

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、特別支援学校（盲学校・聾学校を含む）に在学中の義務教育終了前のお子さんを養育している保護者の方

■ 支給内容

月額20,000円（10月末に支給）

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

（10）心身障害者扶養共済制度

■ 概要

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入し、保護者に万が一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

■ 対象者

- ① 療育手帳をお持ちの方
- ② 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①、②の障がいと同程度の障がいと認められる方

【保護者】

- ・ 加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること
- ・ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ・ 障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人であること

■ 掛金

1口9,300円～23,300円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります。）

※2口加入の場合は倍額

■ 掛金の免除

次の要件に両方該当した後は掛金の払込は不要です。

要件1：加入日から20年以上経過

要件2：加入者が満65歳以上になって初めての4月1日から加入した日付の前日までの期間経過

■ 給付金

- ・ 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき
1口につき 月20,000円の年金支給
- ・ 子が死亡したとき
加入期間に応じた弔慰金の支給（加入1年未満は支給なし）
※給付金（脱退一時金を除く）については、所得税はかかりません。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(11) 心身障害者扶養共済掛金補助(市制度)

■ 概要

茨城県心身障害者扶養共済制度の加入者に対し、世帯の所得区分により掛金の一部を補助します。

■ 対象者

茨城県心身障害者扶養共済制度に加入し、神栖市に1年以上お住まいの方

■ 申請に必要なもの

- ・ 住民票
- ・ 印かん

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(12) 神栖市障害者手帳取得経費補助(市制度)

■ 概要

障がい者手帳を取得する際に必要な経費(診断書料や写真代)のうち、交付申請1回に対し、3,000円を限度として補助します。(3,000円未満の場合は実際にかかった費用)

■ 対象者

神栖市に障がい者手帳の申請を受理された方(紛失・き損等の再交付は除く)

※手帳の申請から1年以内の経費補助申請に限ります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 手帳取得経費の領収書又は領収書の写し
- ・ 振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード等)
- ・ 印かん

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(13) 生活福祉資金の貸付

茨城県社会福祉協議会で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯を対象として必要な資金の貸付を行います。

■ 貸付条件

- ・ 現状で日常の生計が維持できており、借入後の償還が見込めること
- ・ 借受理由は、福祉用具の購入、障がい者用自動車の購入、事業の起業、拡張にかかる経費、技能習得にかかる経費、住宅の増改築、冠婚葬祭、転居、就労等に必要な経費等です。

日常生活費は該当になりません。

※原則として連帯保証人が必要です。連帯保証人を立てない場合は年1.5%の貸付金利がかかります。(連帯保証人を立てた場合は無利子です。)

※他制度による融資等が利用可能な場合はそちらを優先し、また併用することはできません。

※各貸金により、条件、必要となる書類、貸付金額、据置期間、償還期限等が変わります。

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750

■ 問合せ先 茨城県社会福祉協議会 tel 029-241-1133 fax 029-241-1434

5. 医療

(1) 医療福祉費支給制度(マル福・神福)

医療費の保険診療分を助成する制度です。

申請が遅くなると助成を受けられる期間が短くなる場合があります。早めに申請をしてください。

すでに受給者証を持っており、重度障がいになった方は、受給者証の切り替えが必要です。

■ 対象者

- 1 身体障害者手帳1～3級の方(3級は内部障がいの方のみ)
- 2 療育手帳Ⓐ・A相当の方
- 3 障害年金等1級の受給権がある方
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級の方(平成31年4月以降)
- 5 特別児童扶養手当1級支給対象のお子様
- 6 1～4の方の配偶者で、高校生相当までのお子様がいる方
(対象になるのは、1～4に該当して1年を過ぎてからです)

※ひとり親マル福・神福の受給者証をお持ちの方で、特別児童扶養手当1・2級支給対象の方(停止中を含む)は、子が20歳になる年度末まで、親子ともにマル福・神福を延長することができます。

■ 費用

保険診療分が、助成の対象です。

保険外診療、食事代、部屋代、文書料、予防接種等は助成の対象になりません。

1～5の方 自己負担0円

6の方 外来：ひとつの病院につき1日600円まで ひと月2回まで負担

同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降の自己負担はありません。

入院：ひとつの病院につき1日300円まで ひと月上限3,000円

■ 問合せ先

国保年金課 tel 0299-90-1143 (直通) fax 0299-90-1324

(2) 後期高齢者医療の早期適用

後期高齢者医療制度により、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方は、所得の状況に応じて1割、2割又は3割の自己負担で医療を受けることができます。

■ 対象者

- ・ 身体障害者手帳1～3級の方
- ・ 身体障害者手帳4級のうち音声・言語機能障がい、下肢機能障がいの一部の方
- ・ 療育手帳Ⓐ・Aの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ・ 国民年金法における障害基礎年金1・2級を受給している方

■ 問合せ先

国保年金課 tel 0299-90-1143 (直通) fax 0299-90-1324

(3) 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院）

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障がい除去・軽減するために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。

■ 対象者

【育成医療】

身体に障がいを有する18歳未満のお子さんで、その障がいの除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるお子さん

例：人工内耳埋込手術、関節形成手術、腎臓移植手術 など

【更生医療】

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいの除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

例：外耳道形成手術、人工関節置換手術、ペースメーカー埋込手術 など

【精神通院医療】

精神疾患により、継続的な通院による精神療法や薬物療法の治療を受けている方、デイケア、訪問看護を利用されている方（薬剤含む）

例：統合失調症、うつ病、てんかん など ※入院時には利用できません。

■ 申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療支給認定申請書
- ・ 指定医療機関による医師の診断書
- ・ 健康保険証
- ・ 印かん
- ・ 申請者及び同一保険加入者のマイナンバーが確認できるもの

■ 費用

原則として医療費の1割が自己負担となります。世帯の所得等に応じて下表のとおりひと月あたりの上限額を設定しています。（所得状況により対象にならない場合があります。）

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上		
生活保護世帯	市町村民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税世帯 本人収入 > 80万	市町村民税 < 33,000円 (所得割)	33,000円 ≤ 市町村民税 < 235,000円 (所得割)	(235,000円 ≤ 市町村民税 < 所得割)	
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	【育成医療】 中間所得層1 負担上限額 5,000円	【育成医療】 中間所得層2 負担上限額 10,000円	公費負担対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)	
			【更生医療・精神通院医療】 負担上限額：医療保険の自己負担限度額			
			重度かつ継続（※）			
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円		一定所得以上（重継） 負担上限額 20,000円

※「重度かつ継続」の範囲

○ 疾病、症状等から対象となる方

[更生・育成] じん臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）障がいの方

[精神通院] ①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）の方

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

○ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

[更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の方

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(4) 指定難病特定医療費の給付

対象疾病（令和3年1月1日から医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大）に罹患し、医療機関においてその治療をしている方に対する医療費の補助制度です。

■ 対象者

指定難病に罹患している方で、かつ病状が一定の基準を満たす方（国の定めた診断基準を満たす方）又は申請の月を含めた過去12か月以内に医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった方

■ 問合せ先

潮来保健所 健康増進課 tel 0299-66-2118 fax 0299-66-1613

(5) 小児慢性特定疾病医療費の給付

小児慢性特定疾病に対する医療費の補助制度です。

■ 対象者

18歳未満で、小児慢性特定疾病に罹患しているお子さんで、一定の基準を満たす方（18歳以降も、18歳に達する日前から引き続き小児慢性特定疾病医療支援を受けている場合は、20歳未満まで延長可能です。）

■ 問合せ先

潮来保健所 健康増進課 tel 0299-66-2118 fax 0299-66-1613

「指定難病特定医療費の給付」
「小児慢性特定疾病医療費の給付」
の窓口は、「潮来保健所」です。

市役所では、手続きができません。



6. 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。介護給付と訓練等給付があり、利用の手続きの流れが異なります。

■ 対象者（確認に必要な物）

- ① 身体障がい者 ・身体障害者手帳
- ② 知的障がい者 ・療育手帳
・療育手帳をお持ちでない方で市により確認された方（市は必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認します。）
- ③ 精神障がい者 ・以下のいずれかに該当する方
精神障害者保健福祉手帳、精神障がいを事由とする年金（特別障害給付金含む）を現に受けている事を証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）、自立支援医療受給者証（精神通院）、医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードの記載があるなど精神障がい者であることが確認できるもの） 等
- ④ 難病患者等 ・対象疾病に罹患している事がわかる証明書（診断書または保健所等から発行される指定難病特定医療費受給者証等）
- ⑤ 児 童 ・①～③の手帳等
・特別児童扶養手当等を受給している事を証明する書類
・障がい者手帳や特別児童扶養手当等を受給していない場合は市（保健センター含む）が対象となる障がいを有すると確認した方（市は必要に応じて児童相談所等に意見を求めて確認します。なお、障がいについては、診断名がなくても、障がいが想定され、支援の必要性が認められれば対象となります。）
・④の難病等に罹患している児童は④で必要なもの

■ 利用について

利用する前に相談、申請し、支給決定を受けてから（併せて受給者証も発行します）利用していただきます。利用については区分やその他要件等があります。手続きの流れについては28 ページ〈サービス利用までの流れ〉を参照してください。

<サービスの種類>

介 護 給 付	居宅介護・身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	居宅介護・家事援助	自宅で、調理、掃除、洗濯、買い物等の援助を行います
	通院介助	ひとりで通院等を行うことが困難な方へ支援を行います （身体介護を伴う場合には、トイレ介助、車いすの介助など通院等の外出に直接関連する身体介護を行います）
	通院等乗降介助	ヘルパーが運転する車両への乗降介助、乗降前後の屋外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
訓 練 等 給 付	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	65歳未満で一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般企業に在職した方に、就労に伴い生じる生活上の支援や、企業・関係機関等との連絡調整などを行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に対して、定期的に居宅を訪問して生活に関する確認や助言を行ったり、利用者から希望があった際には訪問、電話、メール等で相談を行います	

○補足給付（①グループホーム等家賃助成、②施設入所者の光熱水費助成）

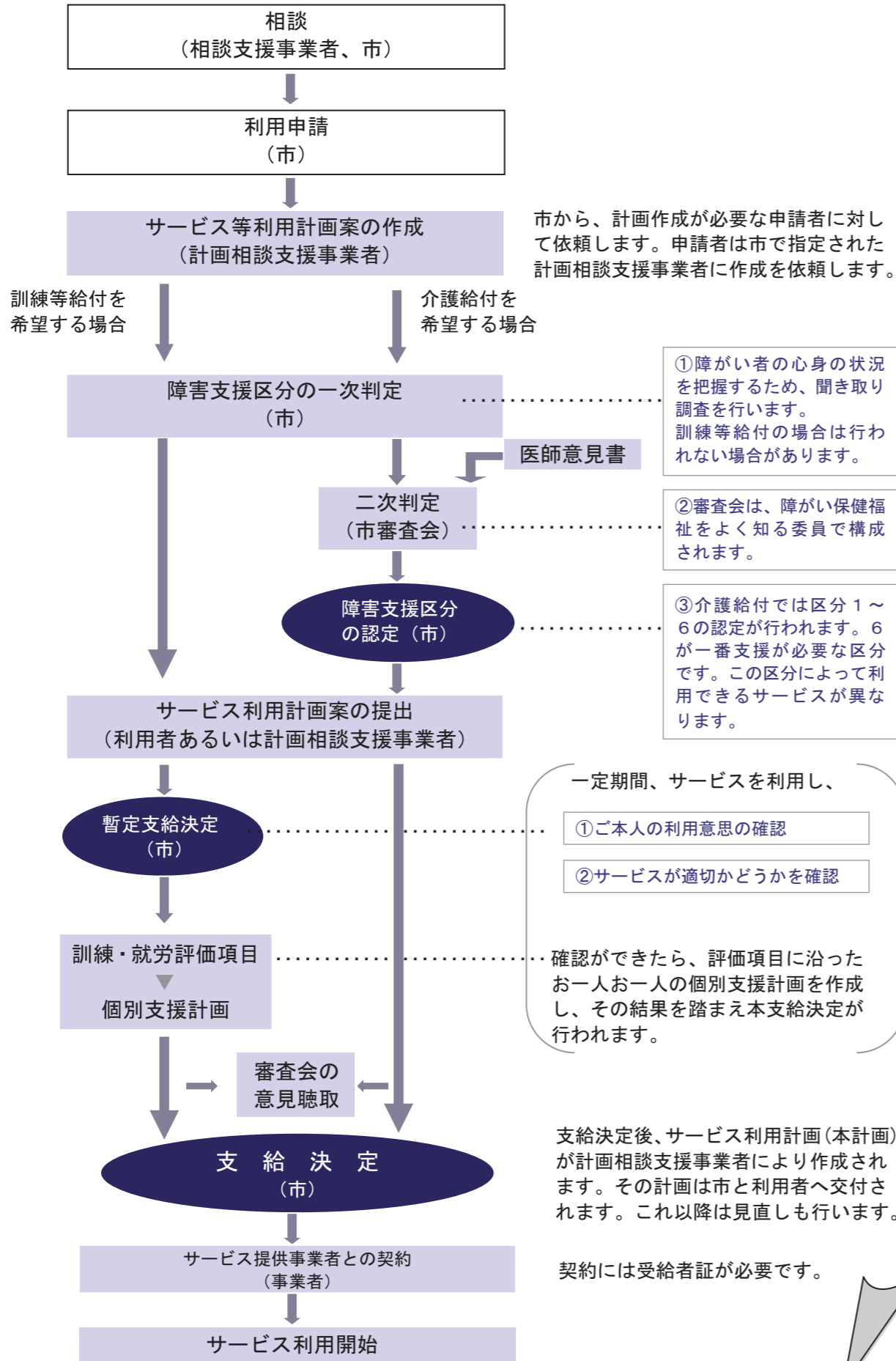
①グループホーム等の利用者に対し、家賃の一部を助成します。実際の家賃から助成額が割引されます。

対象者 ケアホーム、グループホームを利用する市町村民税非課税の方、生活保護受給者
助成額 月額 1万円（家賃の額が1万円に満たない場合は、実際の家賃額）

②施設入所者の光熱水費助成

対象者 施設入所支援を利用している市町村民税非課税の方、生活保護受給者
助成額 日額で助成されます。助成額は収入や経費によって異なります。

＜サービス利用までの流れ＞



(2) 障害児通所支援のサービス

児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

■ 対象者

26 ページ「(1) 障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)対象者の⑤児童」に該当する方

＜サービスの種類＞

児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います
医療型児童発達支援	障がい児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能を身につけるほか、集団生活への適応訓練を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援のサービスを提供します
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等を訪問し、障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います

●児童発達支援事業(神栖市児童発達支援事業つくしんぼ・なのはな)

市では、障がいのあるお子さんと保護者が一緒に通う事業所を設置しています。

■ 対象者 神栖市にお住まいの就学前障がい児

■ 申請できる人 対象となるお子さんの保護者の方

■ 利用料(費用) 世帯の所得に応じた自己負担があります。

(3) 障害児入所支援のサービス

医療型	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います 成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童
福祉型	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います 成長や発達に遅れのある児童や身体の不自由な児童

障害児入所支援事業については、都道府県の所管となります。

■ 問合せ先

鉾田児童相談所 tel0291-33-4119 fax0291-33-6454

(4) 指定相談支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

■ 費用

利用者負担はありません。(全額市から指定の相談支援事業者へ支給されます)

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

<相談支援の種類>

計画相談支援	障害福祉サービス、障害児通所支援または地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児に対し、サービス等利用計画の作成やサービス利用調整、モニタリング(見直し)を行います
障害児相談支援	
地域相談支援	<p><地域移行支援></p> <p>障がい者施設等に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを行います</p>
	<p><地域定着支援></p> <p>単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などを行います</p>

障がい者施策と介護保険

障がい者施策と介護保険で共通するサービスについては、介護保険が優先されます。このため、65歳以上の方、並びに40歳以上65歳未満の介護保険の特定疾病に該当する身体障がい者のサービスについては、次のとおり適用します。

【介護保険の特定疾病】

① がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ② 関節リウマチ ③ 筋委縮性側索硬化症(ALS) ④ 後縦靭帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥ 初老期における認知症 ⑦ パーキンソン病関連疾病(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病) ⑧ 脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症 ⑩ 早老症 ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬ 脳血管疾患 ⑭ 閉塞性動脈硬化症 ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスを優先して受けることになります。しかし、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス(行動援護、同行援護、就労移行支援等)については、利用することが可能です。補装具、日常生活用具についても同様になります。

※ 介護保険についてのご相談は、長寿介護課へ
tel 0299-91-1702 fax 0299-93-2399

(5) 障害福祉サービス等の費用について

- 原則としてサービス費の1割が利用者負担です。
- 世帯(※1)の所得状況によって、月ごとの負担上限月額(※2)が設定されます。
- 利用するサービスによっては個別に給付されるものもあります。
- 未就学児の場合、満3歳になって初めての4月1日から、就学するまでの間は、利用者負担が無料となります。
- 同じ世帯に障害福祉サービス、障害児(通所・入所)支援等を利用している方が複数いた場合等に、1か月の利用者負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超過した金額が支給される制度等もあります。(高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児(通所・入所)給付費)
- サービス費以外の実費負担については別途、発生する場合がありますので、利用する事業所へお尋ねください。

※1 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
児童(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※2 負担上限月額

区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般(市民税課税世帯)		
			市民税所得割		
			16万円未満	28万円未満	28万円以上
福祉サービス(居宅・通所) 【障がい者】	0円	0円	9,300円	37,200円	
福祉サービス(居宅・通所) 【児童】	0円	0円	4,600円		37,200円
福祉サービス(入所施設等※3) 【障がい者(20歳以上)】	0円	0円	37,200円		
福祉サービス(入所施設等) 【障がい者(20歳未満)・児童】	0円	0円	9,300円		37,200円

※3 共同生活援助、宿泊型自立訓練等を含む

7. 地域生活支援事業

障がいをお持ちの方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種事業を実施しています（障害者総合支援法に基づく事業です）。
原則として1割が自己負担となり、所得等に応じて上限額を設定しています。

（1） 地域生活支援事業サービスの種類

サービスの種類		サービス内容	対象者について	備考
種類	サービスの名称			
地域生活支援事業	相談	相談支援 障害福祉サービスの利用に関する支援、情報提供等	障がい者（児）とその家族等の方 ●問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750 波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294	
	在宅で利用するサービス	移動支援 屋外での移動が困難な障がい者等について、円滑に外出できるよう移動を援します。（通院・通勤・通学には利用できません。）	身体障害者手帳をお持ちの方 知的障がい者（児）の方 精神障がい者（児）の方 難病患者の方	
		日中一時支援 日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に事業者で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。	身体障害者手帳をお持ちの方 知的障がい者（児）の方 精神障がい者（児）の方 難病患者の方	
		訪問入浴サービス 家庭において入浴することが困難な重度身体障がい者（児）に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴の機会の提供を行います。	身体障害者手帳1級・2級をお持ちで、日常生活において常時介護を必要とする方	所得に応じて1回当たりの利用料を設定します
	その他	意思疎通支援 手話通訳、要約筆記者の派遣	身体障害者手帳をお持ちで、聴覚障がい、音声・言語障がいの方 ●申込先 県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 TEL 029-248-0029 FAX 029-247-1369 ・申請書に必要事項（住所、氏名、派遣先等）を記入し、利用日の1週間前までに申込みください。	費用は無料
	日常生活用具の給付 日常生活用具を購入前の申請により、費用の一部を負担します。	障がいごとに品目や対象が異なります。（45 ページ参照）		

■ 問合せ先
障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

（2） 障がい者虐待の防止・通報

障がいのある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、平成24年10月から、虐待を発見した場合の通報義務を定めたり、虐待を受けた人の保護や養護者への支援、虐待防止などを図るための法律（「障害者虐待防止法」）がスタートしました。

「障害者虐待防止法」では、すべての人に、障がいのある人への虐待を禁止しています。特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」（職場内）による虐待を「障がい者虐待」と定めています。

〈障がい者虐待の例〉

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任
- ⑤ 経済的虐待

神栖市では、「神栖市障害者虐待防止センター」を設置しておりますので、障がい者虐待に気づいた方はご連絡をお願いします。

神栖市障害者虐待防止センター（障がい福祉課内）

tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

（休日・平日の夜間 tel 0299-90-1111 fax 0299-90-1112）

（3） 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指して、平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートしました。この法律は、不当な差別的取扱の禁止と合理的配慮の提供が求められています。また、茨城県では障害者差別相談室が設置されています。

■ 問合せ先 茨城県障害者差別相談室 tel 029-246-6049 fax 029-246-6048

E-mail iba-ikuseikai@bz03.plala.or.jp

水戸市千波町1918（セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内）

※受付時間 月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

（4） 神栖市障害児（者）緊急短期入所空床確保事業

介護者（保護者）が疾病等により不在となった場合、居家で介護が受けられない障がい児について、緊急受入先として市が短期入所事業所の1床を確保することで、適切な介護を提供するものです。

■ 対象者

神栖市による短期入所の支給決定を受けた障がい児及び障がい者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る）のうち、申込理由のいずれかに該当する方

■ 申込理由

- ・介護者の疾病、事故、出産
- ・介護者の親族（民法に規定する3親等内の親族）の疾病、事故、出産、通夜・葬式

■ 申込時期

- ・利用を開始する日の2日前、前日、当日に、事業者に対し利用の申込みがあること。

※申込理由に該当する場合は、利用を開始する日の2日前から利用の申込みをすることができます。

■ 申込先

上半期（4～9月）：神栖啓愛園 tel 0299-96-1831

下半期（10～3月）：ハミングハウス tel 0479-46-7007

(5) 成年後見制度

判断能力が不十分な方々は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭う恐れもあります。成年後見制度とは、契約を本人に代わって行なったり、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことができるなどの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行う制度です。

■ 問合せ先

水戸家庭裁判所麻生支部 tel 0299-72-0091
茨城県弁護士会 土浦支部 tel 029-875-3349 fax 029-822-7646
成年後見センター リーガルサポート 茨城支部
tel 029-302-3166 fax 029-225-2545
茨城県社会福祉士会 成年後見センターばあとなあ いばらき
tel 029-244-9030 fax 029-244-9052
福祉後見サポートセンターかみす（神栖市社会福祉協議会）
tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750

(6) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがなかったり、音信不通で、裁判所の手続きが困難な障がい者を市が支援します。また、利用に要する費用の負担が困難な方に助成する制度です。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

(7) その他地域生活支援

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で、アドバイスしてもらえば自分で判断して地域生活を継続できる方を対象としています。

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要書類の保管サービスによって、日常生活の自立を支援します。他の福祉サービスと同様にご本人の利用意思を尊重して提供される契約サービスです。

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294
fax 0299-92-8750

身体障害者補助犬（盲導犬）の給付

視覚障がい者の社会参加と自立更生を促進するため、盲導犬を給付します。

■ 対象者 次のすべてに該当する方

- ・身体障害者手帳1級の視覚障がい者
- ・社会参加と自立更生に効果があると認められた方
- ・所定の歩行指導を受け盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められること
- ・社宅・貸家などに住んでいる方は、家主又は管理人の承諾が得られること

■ 費用 一部自己負担

■ 申請先 神栖市 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

■ 問合せ先 茨城県庁 障害福祉課 tel 029-301-3363 fax 029-301-3370

声の広報・点字広報

広報紙の内容を録音したCD及び点字を自宅へ郵送します。

■ 申込方法

電話、FAX、いばらき電子申請・届出サービスのいずれかでお申し込みください。
広報戦略課 tel 0299-90-1123 fax 0299-90-1112
いばらき電子申請・届出サービス（QRコード）



ファックス110番・メール110番

県警察では、聴覚や言語等に障がいのある方々が犯罪の被害にあったり、目撃した場合、あるいはその他の情報で警察官に来てほしい時などの通報を受けるために、警察本部通信指令室に「ファックス110番」受信機が設置してあります。「メール110番」も対象URLより通報できます。

■ ファックス110番 fax #7412 又は 029-301-6110（茨城県警察）

■ メール110番 URL <http://ibaraki110.jp/>

NET119 緊急通報システム

聴覚や言語に障がいのある方が、急病やケガ、火災、災害、事故など緊急時に、自宅や外出先から、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができるシステムです（事前登録制）。

■ 費用等：登録料等は無料。ただしスマートフォン・携帯電話のインターネット接続料金は、自己負担となります。

■ 申込先・問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

E-mail sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp

避難行動要支援者の避難制度について

重度の障がい者や重度の要介護者などで、災害発生時に自ら避難することが困難な方に対し、地区をはじめご近所の方や民生委員・児童委員、自主防災組織など地域全体が協力して、避難準備情報等の伝達・安否確認・避難誘導などの支援を行う制度です。

事前に本人から同意を得られた方に対しては、平常時から行政区や民生委員・児童委員、自主防災組織、消防関係機関等に名簿情報を提供して、災害発生時の避難支援に活用します。

■ 対象者

次のいずれかの要件を満たす方であって、災害発生時に自ら避難することが困難な在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯等に属するもの

- ① 介護保険の要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ③ 療育手帳㊤・Aをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ その他支援が必要と認められる方

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844
長寿介護課 tel 0299-91-1700 fax 0299-93-2399

(8) 市が独自に実施する事業

神栖市在宅身体障害者等自立促進事業

神栖市では、身体に障がいのある方等の機能の維持向上を目的とし、機能訓練及び言語訓練を実施しています。

【機能訓練】

身体的なリハビリテーションや動作訓練などを理学療法士、作業療法士が実施します。

■ 対象者 市内に住所を有する者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみを利用している
身体障害者手帳2級以上の方
- ② 児童のうち身体障がいや発達障害を有する方もしくは精神発達が遅滞している方(小学校就学年齢以上の場合は、身体障害者手帳2級以上の方)で、かつ
未就学の児童は神栖市児童発達支援事業所に通所している方
就学児童は神栖市児童発達支援事業所において就学前に機能訓練等を受けた方で、就学後においても継続して訓練が必要と市長が認めたもので、機能訓練等事業の委託を受けた事業所に保護者とともに通所することが可能である方
- ③ 機能訓練等が必要な旨の医師の意見書を受けた方

■ 実施場所 障害者デイサービスセンターのぞみ・市の委託事業所

【言語訓練】

ことばの獲得・成長、構音・吃音など、言語について気になるお子さんに対し、言語聴覚士が訓練を実施します。

■ 対象者 市内に住所を有する者のうち、児童発達支援事業所に通所している方で言語訓練を必要とする方

■ 実施場所 神栖市保健・福祉会館

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

精神障がい者デイケア事業(「青空」「ほのぼの」)

精神に障がいのある方が、社会生活への適応ができるよう、集団でのプログラムを実施しています。

■ 対象者 医療機関に通院中の精神に障がいのある方で、主治医がデイケアへの参加を
適当と認めた方

■ 実施場所 「青空」(保健・福祉会館内)
「ほのぼの」(はさき福祉センター内)

■ 費用 無料(交通費及び昼食費等は自己負担になります。)

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294
fax 0299-92-8750

波崎支所 tel 0479-48-0294
fax 0479-48-1294

8. 福祉用具・住宅改修

(1) 補装具費の支給

身体障がい者（児）及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、修理又は借受けに係る費用の一部を公費で負担します。

治療用として作成するものは医療保険から、労働災害による場合は労災保険から支給されます。また、介護保険の福祉用具貸与が利用できる方は、介護保険が優先となります。

■ 所得制限

対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合には対象となりません。

※世帯の範囲は31ページを参照してください。

■ 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

■ 対象となる福祉用具 43ページ〈補装具一覧〉を参照してください。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

(2) 日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。

■ 所得制限

対象者又は配偶者（対象者が18歳未満の場合は世帯全員）のうち、市民税所得割の最多納税者の税額が46万円以上の場合には対象となりません。

※世帯の範囲は31ページを参照してください。

■ 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定しています。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

■ 対象となる福祉用具 45ページ〈日常生活用具一覧〉を参照してください。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137（直通） fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

(3) 住宅改修費の助成

【重度障がい者（児）住宅リフォーム事業補助金】

心身に重度の障がいのある方の日常生活を容易にするため居住する住宅を改良する工事費用を助成します。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 下肢・体幹・移動機能障がい1～2級の方
- ・ 療育手帳④の方

※所得制限がありますので、必ず改修前に相談してください。

過去に補助を受けている場合は申請できません。

■ 対象リフォーム

- ・ 住宅内外における移動を容易にする工事
- ・ 台所、浴室、便所等の使用を容易にする工事

■ 助成額

改修費用の3/4を助成します。（55万円を限度）

※工事内容により補助金限度額が異なり、改修費用の1/4及び55万円を超えた分は自己負担になります。また、介護保険や下記日常生活用具の給付を受けられる方は補助対象額より差し引かれます。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

【住宅改修：日常生活用具給付事業】

下肢機能等に障がいのある方の移動等を円滑にするため、設置に小規模な住宅改修を伴う居宅生活動作補助用具の費用を助成します。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 下肢・体幹・移動機能障がい1～3級の方
（特殊便器への取替えは上肢機能障がい2級以上）
- ・ 難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのある方

※所得制限がありますので、必ず改修前に相談してください。

過去に補助を受けている場合は申請できません。

■ 助成額

原則として改修費用の9割を助成します。（20万円を限度）

※改修費用の1割及び20万円を超えた分は自己負担になります。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(4) 茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業

神栖市日常生活用具給付事業に該当しない方がストマ用装具を購入する場合、費用の一部を茨城県が負担します。

※必ず購入する前にご相談ください。

■ 対象者 次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳交付申請中で、日常生活用具給付事業を利用できない方
- ・ 短期間でストマを閉鎖することが決まっている方

■ 補助金額 課税金額によって変動します。

■ 問合せ先

茨城県鹿行県民センター 県民福祉課 tel 0291-33-4110 fax 0291-33-3630

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(5) 介護用品支給事業

支給対象パンフレットから選んだ介護用品を3か月ごとに取扱業者（薬局等）がご自宅に配達等を行います。ただし、入院、施設入所中の方はご利用いただけません。

- 対象者 肢体不自由の身体障害者手帳1～3級（ただし、3級については第1種のみ）の成人の方
- 料金等 利用金額の1割。限度額を超えた場合は、利用限度額の1割とその超えた分の金額。（身体障害者手帳所持者の利用限度額は、月3,000円）
- 問合せ先 長寿介護課 tel 0299-91-1700 fax 0299-93-2399

(6) 車椅子の貸出

一時的な疾病やけがなどで日常生活に支障があり、介護保険制度や障害者総合支援法などの対象とならない在宅の方に対し、車椅子（2週間以内、費用は無料）を貸出します。

- 申請・問合せ先
神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750
波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294

(7) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進に寄与することを目的に、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

- 対象者
 - ・ 市内に居住する、対象者欄に掲げる状態にある在宅の小児慢性特定疾病児童等で、日常生活用具や補装具の支給を受けることができない方
- 負担額
 - ・ 世帯の所得に応じ負担額が発生します。
 - ※所得が一定以上の場合には、対象とならない場合もあります。
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320円

特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	6年	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	22,000円

紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。		41,580円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	173,250円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。		113,520円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。		149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの。		128,700円

(8) 神栖市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入に必要な費用の一部を助成します。

■ 対象者 以下の要件をすべて満たす方

- ・神栖市内に住所を有する18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方
- ・専門医が補聴器を装用することで、言語の習得等において一定の効果が期待できると判断した方
- ・世帯に市民税所得割が46万円以上の者がいないこと





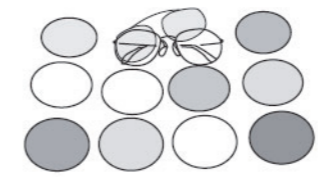



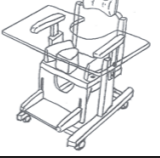


■ 補助額


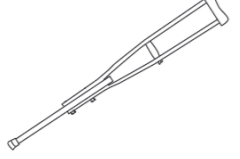
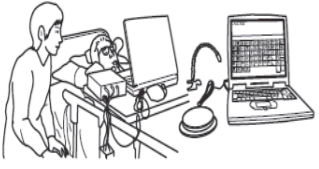


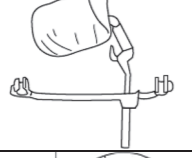

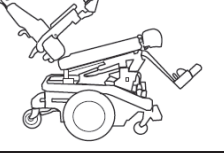
- ・基準額の2/3を限度に補助します。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

※必ず購入する前にご相談ください。




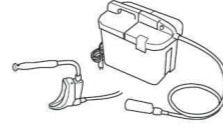

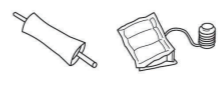
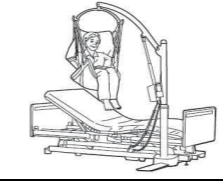

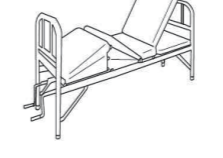
〈補装具一覧〉

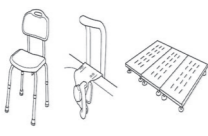

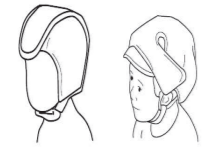

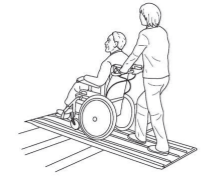

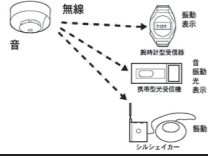
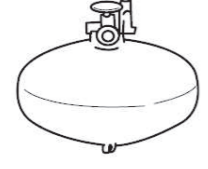
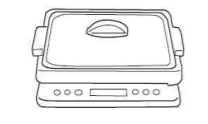
品目	用具の図	用具の説明	対象要件
視覚障がい者安全つえ		目が不自由な方が歩行するとき、周囲の確認に使用するつえです。	この用具を必要とする状態にある視覚障がい者
義眼		人工眼球、又は眼球を模した装飾用具です。	
矯正用眼鏡		視力を矯正する眼鏡です。	
弱視用眼鏡		矯正眼鏡でも矯正が難しい方が使う、拡大機能の強い眼鏡です。	
遮光用眼鏡		まぶしさなどを緩和するサングラスです。	羞明を来していて、羞明の軽減に、遮光眼鏡の装用より優先される治療法がない視覚障がい者
補聴器		音や言葉を電氣的に増幅拡大する機械です。言葉がはっきり聞こえる音を色々加工する工夫がなされています。	この用具を必要とする状態にある聴覚障がい者
車椅子		歩行が困難な方が乗って移動するための福祉用具です。 ※難病対象	障がいによる理由で歩行ができないか、実用的に歩行することが困難な重度身体障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
電動車椅子		普通の手動車椅子が利用できないほど重度の方が、自力で移動できるような電動駆動式の車椅子です。 ※難病対象	電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない重度な身体障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
座位保持装置		座った姿勢を保持するための福祉用具です。	障がいによって長時間座位姿勢をとることができない方、又は自力で座位姿勢を保持できない身体障がい者
義肢		失われた手足の代わりに用いられるべく作られた人工的な手足です。	欠損箇所についての身体障害者手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方
装具		感覚のない手足や身体を固定したり、手足の変形を矯正したりするための補助器具です。	不自由箇所についての身体障害者手帳が発行されており、この用具を必要とする状態にある方

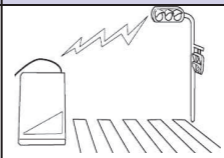



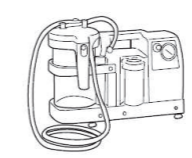
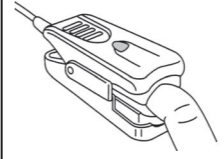

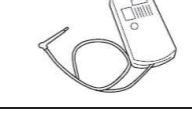
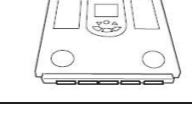
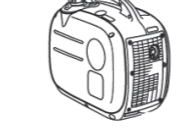
品目	用具の図	用具の説明	対象要件
歩行器		手すりや車輪が付いていて、下肢の負担を軽減しながら歩行できる器具です。 ※難病対象	この用具を必要とする状態にある下肢機能障がい又は体幹機能障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
歩行補助つえ		身体を支えて歩行を補助するつえです。	この用具を必要とする状態にある下肢機能障がい又は体幹機能障がい者（介護保険でレンタルできる方を除く）
重度障がい者用意思伝達装置		生態現象を利用して、簡単な意思をあらわすことができる機械です。 ※難病対象	両上肢両下肢いずれも身体障害者手帳1級で、かつ言語障がい3級（言語障がいの喪失）の交付を受けた方又はそれに準ずる状態にある方
座位保持椅子		長時間座位姿勢をとることができないお子さん又は、自力で座位姿勢を保持できないお子さんが座っているように作成された椅子です。	この用具を必要とする状態にある身体障害者手帳を持つ18歳未満の児童
起立保持具		立ったままの姿勢を保つ訓練用に作成された器具です。	この用具を必要とする状態にある身体障害者手帳を持つ18歳未満の児童
頭部保持具		車椅子等に装着して、頭部を固定する器具です。	この用具を必要とする状態にある身体障害者手帳を持つ18歳未満の児童
排便補助具		普通のトイレに座って排便できるようになることを目的にした補助器具です。	この用具を必要とする状態にある身体障害者手帳を持つ18歳未満の児童
特例補装具		国が定めた規格以外に上記のような役割を果たす用具を指します。	障がいによって基準で決められている規格外の補装具を必要とする状態にある方

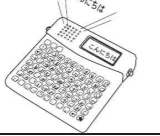


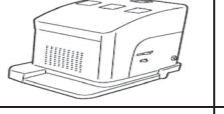




※電動車椅子、特例補装具、義肢の一部には、製作前後計2回、県の面接審査があります。
 ※支給基準額は各用具の中の種類で異なります。詳しくは職員までお問合せください。
 ※用具の図は一例です。（公益財団法人テクノエイド協会より用具の図を引用。）


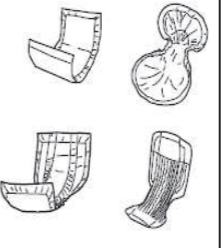
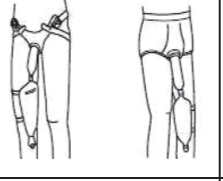



〈日常生活用具一覧〉

種目	品目	用具の図	対象者	対象年齢（原則）	補助対象上限額	耐用年数
在宅介護・在宅訓練支援用具	特殊寝台		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上又は難病患者等で自力で寝返り又は起き上がりができない者	18歳以上	154,000円	8年
	特殊マット		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい1級又は寝たきり状態にある難病患者等で常時介護を要する者	3歳以上	19,600円	5年
	エアマット(褥瘡防止用)		下肢又は移動機能障がい1級又は寝たきりの状態にある難病患者等で自力で体位変換できない者であり、かつ常時介護を要する者	3歳以上	100,000円	10年
	特殊尿器		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい1級又は自力で排尿できない難病患者等で常時介護を要する者	学齢児以上	67,000円	5年
	入浴担架		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上（入浴に当たり他の介助を要する者）	3歳以上	82,400円	5年
	体位変換器		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上又は寝たきりの状態にある難病患者等（下着交換等、他の介助を要する者）	学齢児以上	15,000円	5年
	移動用リフト		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	3歳以上	159,200円	4年
在宅介護・在宅訓練支援用具	訓練いす		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上の児童	3歳以上18歳未満	33,100円	5年
	訓練用ベッド（18歳未満のみ）		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいがあり自力で寝返り又は起き上がりができない児童	学齢児以上	159,200円	8年

種目	品目	用具の図	対象者	対象年齢（原則）	補助対象上限額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具		下肢又は体幹若しくは移動機能障がいのある身体障がい者（児）又は難病患者等で入浴に介助を要する者	3歳以上	90,000円	8年
	便器		下肢又は体幹若しくは移動機能障がい2級以上又は難病患者等で常時介護を要する者	学齢児以上	4,450円 5,400円 (手すり付)	8年
	頭部保護帽		平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能に障がいを有し頻繁に転倒する者、療育手帳又は精神障がい者でてんかん発作等により頻繁に転倒する者		スポンジ・革製 15,200円、スポンジ・革製・プラスチック製 36,750円、レディメイドは上記価格の80%	3年
	T字状・棒状のつえ		平衡機能又は下肢、体幹若しくは移動機能障がい者が必要と認められる者	3歳以上	木製2,200円 (夜光材付は+410円) 軽金属製3,000円 (全面夜光材付は+1,200円、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合+260円)	3年
	移動・移乗支援用具		平衡機能、下肢機能又は体幹若しくは移動機能障がい者（児）又は難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者		60,000円	8年
	特殊便器		上肢機能障がい2級以上又は難病患者等で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	151,200円	8年
	火災警報器		障がい種別にかかわらず、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者		15,500円	8年
	自動消火器		障がい種別にかかわらず、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者であって、障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯		28,700円	8年
	電磁調理器		視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、又は18歳以上の重度・最重度の知的障がい者	18歳以上	41,000円	6年

種目	品目	用具の図	対象者	対象年齢（原則）	補助対象上限額	耐用年数
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	学齢児以上	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置		2級の聴覚障がい者で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で必要と認められる世帯	18歳以上	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器		じん臓機能障がい3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3歳以上	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者（児）であって必要と認められる者（身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要と認められる者）又は難病患者等で呼吸機能に障がいがある者		36,000円	5年
	電気式たん吸引器			56,400円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		呼吸器機能障がい若しくは心臓機能障がい3級以上又は難病患者等であって医療保険における在宅酸素療法を行う者若しくは人工呼吸器を装着する者	3歳以上	157,500円	5年
	酸素ボンベ運搬車		医療保険による在宅酸素療法を行う障がい者	18歳以上	17,000円	10年
	盲人用体温計（音声式）		視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	学齢児以上	9,000円	5年
	盲人用体重計			18,000円	5年	
	発働発電機		呼吸器機能障がい3級以上の者であって、在宅で1日1回以上人工呼吸器を装着する者		100,000円	15年

種目	品目	用具の図	対象者	対象年齢(原則)	補助対象上限額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声機能若しくは言語機能障がい者、又は肢体不自由者であって音声・言語に著しい障がい有する者	学齢児以上	98,800円	5年
	情報・通信支援用具(PC周辺機器等)		上肢障がい2級以上又は言語、上肢複合障がい2級以上(文字を書くことが困難な者に限る)若しくは視覚障がい2級以上の者が必要と認められる者	学齢児以上	100,000円	5年
	点字ディスプレイ		視覚障がい2級以上の障がい者で、必要と認められる者	18歳以上	383,500円	6年
	点字器		視覚障がい者(児)で必要と認められる者	学齢児以上	10,400円	7年
	点字タイプライター		2級以上の視覚障がい者(児)で、本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者		63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー		視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	学齢児以上	85,000円(録音機能付) 35,000円(録音機能無)	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	学齢児以上	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器		本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障がい者(児)	学齢児以上	198,000円	8年
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者ICタグレコーダー		視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)	学齢児以上	62,790円	
	盲人用時計(触読式・音声)		視覚障がい2級以上(音声時計は触読式の使用が困難な者)	18歳以上	10,300円(触読式) 13,300円(音声式)	10年
	聴覚障がい者用通信装置(ファクス等)		聴覚障がい者(児)又は発声発語に著しい障がい有する者(児)でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置		聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者(児)		88,900円	6年
	人工喉頭		身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、喉頭を摘出した者(児)		70,100円	5年
	点字図書		主に情報の入手を点字によって行っている視覚障がい者(児)	学齢児以上	点字図書価格から一般図書購入額を控除した額を公費負担	

種目	品目	用具の図	対象者	対象年齢(原則)	補助対象上限額	耐用年数
排泄管理支援用具	ストマ装具		身体障害者手帳の交付を受けた者で、ストマを造設した者 障がい者(児)で次の要件により紙おむつ等が必要とする者 ①ストマの変形若しくはストマ周辺の皮膚の著しいびらんのためストマを装着できない者 ②二分脊椎による排尿機能障がい若しくは排便機能障がいのある者 ③脳性まひなど脳原性運動機能障がいにより、排尿若しくは排便の意思表示が困難な全身性障がいのある者		1個所に対して 蓄尿袋 11,978円 蓄便袋 9,116円	
	紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ、尿取パット等衛生用品)			3歳以上	12,576円	
	収尿器		身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、脊椎損傷等により、常時失禁状態にある者		8,908円	
住宅改修	居宅生活動作補助用具		下肢、体幹機能障がい者又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障がい者で、3級以上の者(特殊便器への取替えは上肢障がい2級以上)。難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのある者	学齢児以上	200,000円	申請は一度のみ
	チャイルドシート(購入)		移動機能、下肢機能又は体幹機能いずれかの機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている児童で障がいのため独力で座位を保持することができず、かつ、乗車時にこれに類似した姿勢を保持する必要があると認められる者(補装具費の支給を受けられる場合は除く)	18歳未満	167,000円	3年
	チャイルドシート(修理)				56,000円	1年

※難病対象・・・338疾病の難病の方に給付できます。その際に医師の診断書、あるいは調査に伺うことがございます。

※用具の図は一例です。(公益財団法人テクノエイド協会より用具の図を引用。)

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137(直通) fax 0299-77-5844

9. しごと・社会参加

(1) 職業相談等

ハローワーク常陸鹿嶋

障がいのある方のために、職業相談から就職後のアフターケアまでを一貫して行っています。

〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1
tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

茨城障害者職業センター

障がいのある方の職業能力の評価をはじめ、障がいの種類・程度に応じた職業相談・指導及びアフターケアを専門的・総合的に行っています。

〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66
tel 0296-77-7373 fax 0296-77-4752

障害者就業・生活支援センター

就職や、在職中に支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施し、関係機関と連携しながら、就業生活の継続に向けた支援を行っています。

かしま障害者就業・生活支援センター「まつぼっくり」
〒314-0016 鹿嶋市国末 1539-1
tel 0299-82-6475 fax 0299-83-3261

(2) 職業訓練等

国立職業リハビリテーションセンター

身体障がい者の職業能力の判定から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを行っています。

〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2
tel 04-2995-1711 fax 04-2995-1052

- 対象者 次のすべてに該当する方
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・中学校卒業以上（科目によっては高卒程度以上）
 - ・就職の意思と能力を持ち、職業的自立が可能と認められる方
- 訓練科目 金属加工・精密加工・木材加工・化学・電気・情報・事務・服装手芸
- 訓練期間 6か月から1年（一定期間の期間延長あり）
- 費用 無料（食費等は自己負担）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

障害者職業能力開発校

障がい者の能力に適した訓練を行い、必要な技能を習得させることにより就職を容易にし社会的自立を図ることを目的として、全国に19校設立されています。

- 対象
 - ・職業自立を目指す身体障がい者（障がい等の固定していない方、介護の必要のある方、重度視覚身体障がい者等は除く）
 - ・職業自立を目指す軽度の知的障がい者で通所できる方
- 訓練科目
 - ①身体障がい者：電子機器・経理事務・プログラミング・機械製図・トレース・洋裁ミシン縫製・製くつ・木工塗装・義肢装具等
 - ②知的障がい者：実務作業（機械加工・機器組立・縫製・塗装）
- 訓練期間 1年
- 費用 無料（食費等は自己負担）
- 問合せ先 ハローワーク常陸鹿嶋 tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

職場適応訓練

障がい者の職場への適応を容易にするため、障がい者の能力に適した作業訓練を事業主に委託して実施し、訓練終了後は引き続き雇用してもらおうという制度です。

- 訓練期間 6か月（重度障がい者は1年）
※期間中、訓練生には訓練手当等、事業主には訓練費が支給されます。
- 問合せ先 ハローワーク常陸鹿嶋 tel 0299-83-2318 fax 0299-82-6028

(3) 雇用促進等

心身障害者雇用促進奨励金制度（市制度）

神栖市内に居住している心身障がい者の雇用の促進と職場への定着を図るため、公共職業安定所の紹介により、心身障がい者を雇用する事業主に対し、支払った賃金の一部を補助金として交付します。

- 対象者
神栖市の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上住所を有する心身障がい者を雇用し、かつ特定就職困難者雇用開発助成金の対象労働者を引き続き雇用している事業主
- 奨励金の額 賃金支払月額額の3分の1以内の額で月額 10,000円限度（障がい者1人当たり）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(4) 社会参加等

選挙

代理投票・点字投票・郵便による投票

各投票所では体の不自由な方、読み書きが十分にできない方のために、係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをします。目の不自由な方には点字による投票もあります。いずれも本人が投票所に行き係員に申し出てください。

また身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方は、事前に手続きをすることで自宅などで投票（郵便による不在者投票）ができる場合があります。詳細はお問い合わせください。

- 問合せ先
選挙管理委員会（総務課内）tel 0299-90-1125 fax 0299-90-1112

スポーツ大会

身体障害者スポーツ大会

身体に障がいのある方がスポーツを通じて体力の維持増強、残存機能の向上等を図るとともに、相互の交流を促進し、理解と関心を高揚するために行っています。

【鹿行地区身体障害者スポーツ大会】

身体障がい者とその家族、地域住民を対象としてのスポーツ大会が、毎年鹿行管内で開催されます。

【茨城県身体障害者スポーツ大会】

県内の身体障がい者の方を対象として毎年9月から10月頃、笠松運動公園にて開催しています。なお、本大会は翌年開催される「全国身体障害者スポーツ大会」に派遣する県代表選手の選考も兼ねています。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

茨城県ゆうあいスポーツ大会

障がいのある方が家族、各施設の関係者とレクリエーションを主体としたスポーツを楽しみ、心身の育成と交流を図るとともに、社会の多くの人々の理解を深めていただくため、毎年5月から6月頃、笠松運動公園にて開催しています。

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

図書等の配送貸出

からだや目の不自由な方など図書館に来館するのが困難な方に、郵送などで貸出しをします。送料は無料です。

■ 対象者

神栖市にお住まいで、1～4級の身体障害者手帳をお持ちの方。

ただし、下肢機能障がいの方は5、6級も可。

■ 内容

貸出数：図書20冊（視覚障がいの方については録音図書も相当数。障がい状況により対応します。）

貸出期間：30日以内

■ 申請方法

配送貸出登録申込書に必要事項を記入し、登録者の身体障害者手帳と一緒にご提示ください。

■ 問合せ先 中央図書館 〒314-0144 神栖市大野原 4-8-1

tel 0299-92-3746 fax 0299-93-0946

障がい者団体

神栖市身体障害者福祉協議会

障がい者がお互いに励ましあい、力強く生活していくために、研修旅行の実施やスポーツ大会などの参加のほか、在宅重度身体障がい者訪問見舞いなどの活動を行っています。

■ 会員数 約100人（障がい者手帳をお持ちの方であれば、どなたでも加入できます。）

■ 代表者 会長 山間 松代

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会

tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750

10. 税の軽減

所得税・市県民税の所得控除

軽減の対象になる年度は、おおむね、手帳の交付など障がいの認定日と課税の基準日等によって決まります。

(1) 所得税・市県民税の所得控除

■ 対象者・軽減の内容 など

① 障害者控除

本人または扶養親族に障がいがある場合、手帳の等級に応じて、総所得金額等から障害者控除を差し引くことができます。

区分	該当等級	控除額（1人あたり）	
		所得税	市県民税
障害者	身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円
	扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合	75万円	53万円

② 小規模企業共済等掛金控除

一定の要件に該当する心身障害者扶養共済制度に加入し、その掛金を支払った場合には、その支払った金額を総所得金額等から差し引くことができます。

なお、「心身障害者扶養共済掛金」は小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

③ 医療費控除

人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。

■ 問合せ先

潮来税務署（所得税） tel 0299-66-6931（代表）

課税課市民税グループ（市県民税） tel 0299-90-1134（直通） fax 0299-90-1256

勤務先の給与担当者（①と②のみ）

(2) 市県民税の非課税

本人が障がい者の場合、前年の合計所得金額が135万円までは市県民税が非課税になります。

※ 市県民税の申告時に、障害者控除の申告が必要です。

■ 問合せ先 課税課市民税グループ tel 0299-90-1134（直通） fax 0299-90-1256

(3) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

■ 対象者・減免の内容 など

障害者の方：85歳に達するまでの年数×10万円

特別障害者の方：85歳に達するまでの年数×20万円

(4) 個人事業税の減免等

■ 対象者・減免の内容 など

身体障がい者が個人で事業を営む場合、事業税が減免または非課税になります。

事業の内容	減免の内容
視覚障がい者(両眼の矯正視力が0.06以下)が営むあんま、マッサージ、指圧、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が310万円以下	税額の2分の1を減免

■ 問合せ先 行方県税事務所 tel 0299-72-0483 (直通)

(5) 一定の身体障害者用物品に対する消費税の非課税

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに一定のものの修理が非課税とされています。

■ 対象物品

義肢、車椅子、義眼、盲人安全つえ、点字器、人工喉頭、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものとします。

■ 問合せ先 潮来税務署 tel 0299-66-6931 (代表)

(6) 信託受益権の贈与税の非課税

重度の障がいがある方が、特別障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受ける場合で、一定の要件を満たす場合には、信託財産の価額のうち6,000万円までの部分の金額について贈与税が課税されません。

■ 問合せ先 潮来税務署または信託銀行

(7) バリアフリーにかかる固定資産税の減免

自己負担額が50万円(消費税込み)を超えた改修工事で、工事完了から3か月以内に市役所へ申告すると減額できる場合があります。

■ 問合せ先 課税課資産税グループ tel 0299-90-1135 (直通) fax 0299-90-1256

(8) マル優 (少額預金等利子非課税) 制度

預金等の元本の合計額と公債の額面の合計額がそれぞれ350万円まで非課税制度の適用を受けられ、利子に対して税金がかかりません。

■ 対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・障害基礎年金・障害厚生年金(障害年金を含む。)の受給者
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当の受給者
- ・その他各種法律における障害年金の受給者等

■ 問合せ先

銀行などの金融機関(金融機関等に、非課税扱いを受けるための手続が必要です。)

(9) 自動車税・軽自動車税の減免

毎年納める種別割と取得したときに課される環境性能割が免除になります。

減免の対象となる自動車は、障がい者の方1人につき1台(軽自動車含む。)です。なお、障がいの程度以外にも要件がありますので、必ずお問い合わせください。

■ 対象となる障がいの程度

- は障がいのある方本人、生計を一緒にする方又は常時介護する方が運転する場合に対象となります。
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象となります。

身体障害者手帳						
障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	●	●	●	●		
聴覚		●	●			
平衡機能			●			
音声・言語 そしゃく機能 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)			●			
上肢機能	●	●				
下肢機能	●	●	●	○	○	○
体幹機能	●	●	●		○	
脳病変による	●	●				
上肢機能	●	●				
移動機能	●	●	●	●	●	●
心臓機能	●		●			
じん臓機能	●		●			
呼吸器機能	●		●			
ぼうこう・直腸機能	●		●			
小腸機能	●		●			
免疫機能	●	●	●			
肝臓機能	●	●	●			

※身体障害者手帳の場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく、障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で、内訳が上肢機能3級 心臓機能4級の場合は該当しません。)

療育手帳(判定が有効期限内のもの)										
判定が	◎またはA									
精神障害者保健福祉手帳(判定が有効期限内のもの)										
1級で次のいずれかに該当する方										
・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方										
・医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方										
・精神障がいの治療のため通院している方										
戦傷病者手帳										
障がいの区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚	●	●	●	●	●					
聴覚	●	●	●	●	●					
平衡機能	●	●	●	●	●					
音声・言語 そしゃく機能 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)	●	●	●							
上肢機能	●	●	●	●						
下肢機能	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
体幹機能	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○
心臓機能	●	●	●	●						
じん臓機能	●	●	●	●						
呼吸器機能	●	●	●	●						
ぼうこう・直腸機能	●	●	●	●						
小腸機能	●	●	●	●						

■ 問合せ先

- ・行方県税事務所(自動車税の種別割)
行方市麻生1700-6 行方合同庁舎1階 tel 0299-72-0482 (直通)
- ・水戸県税事務所自動車税分室(環境性能割)
水戸市住吉町292-10 ナンバーセンター水戸2階 tel 029-247-1297 (代表)
- ・課税課市民税グループ(軽自動車税の種別割)
tel 0299-90-1134 (直通) fax 0299-90-1256

11. 交通

(1) 自動車改造費の助成

身体に障がいのある方の就労等の社会参加を促進するために、自ら運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部改造に要する費用を助成します。

- 対象者
神栖市にお住まいで、上肢・下肢・体幹機能障がい1～2級の方で、自ら運転する方。
※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
※所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。
- 助成額 改造費（10万円を限度）を助成します。
※10万円を超えた分は自己負担になります。
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(2) 自動車運転免許取得費の助成

身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて社会参加を促進するために、教習に必要な一部の費用を助成します。

- 対象者 神栖市にお住まいで、次の全ての条件に該当する方。
 - ・身体障害者手帳1～4級をお持ちの方
 - ・就労等のために免許を取得する方
 - ・運転適正試験に合格した方
- 助成額
指定自動車教習所で訓練を受けた費用の2/3を助成します。（15万円を限度）
- 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(3) JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 ※下表を参照してください。
- 利用方法 JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
- 問合せ先 JR各社

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率	記 事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

(4) バス(路線)運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が路線バス(高速バスを含む)を利用する場合、運賃が割引になります。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方 ※下表を参照してください。

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	手帳所有者と第1種の障がい者の介護者	50%
定期乗車券	JR運賃割引に準じる	30%

<高速バス>切符は自動販売機で購せず、運転手に申し出てください。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の路線バス(高速バス除く)運賃の割引については、下記の8事業者が実施していますが、割引運賃額等については各路線バス事業者が認定するものであり、各路線バス事業者によって異なることがあります。

<窓口>関東鉄道、茨城交通、日立電鉄交通サービス、大和交通自動車、椎名観光バス、昭和観光バス、茨城急行自動車、朝日自動車の営業所。バス料金支払い時に、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

(5) 路線バス福祉パス(市制度)

障がいのある方が路線バス、コミュニティバス(高速バスを除く)を利用する際、福祉パスを提示すると料金が無料になります。

- 対象者
 - ・神栖市内に1年以上居住しており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ※身体障害者手帳1種または1～3級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの場合、介助のために同乗する方を含みます。
 - ※神栖市で生活保護受給中の方は、1年以上の居住要件はありません。

- 適用区域
鹿島神宮⇄神栖市内⇄銚子駅(市内の停留所から乗降する場合)
- 問合せ先 社会福祉課 tel 0299-90-1138 fax 0299-93-5002

福祉パスをご利用中の皆様へ

現在お持ちの福祉パスの有効期限は、「令和6年3月31日」までとなります。発行要件を引き続き満たす方には、新しい福祉パスを令和6年3月中旬以降に郵送します。

(6) タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。(県外の場合はあらかじめお問い合わせください。)

- 対象者
身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方
- 利用方法
乗車する際、手帳を提示してください。
- お問い合わせ先
茨城県ハイヤー・タクシー協会 tel 029-297-7131 fax 029-297-7132

(7) 福祉タクシー事業（市制度）

重度の障がいのある方が通院や避難所への移動等のためにタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

■ 対象者 神栖市に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳㊦・Aの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ④人工透析療法・難病等で通院回数の多い方

※①～③は自動車税や軽自動車税の減免を受けていない方

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(8) デマンドタクシー（市制度）

デマンドタクシーは、利用者の自宅があるエリア内を自宅から乗降所まで乗合いのタクシーで移動できるサービスです。

■ 対象者 神栖市民

■ 利用方法 利用には事前に会員登録が必要です。

■ 利用料金

1回(片道)の乗車につき大人300円、子ども150円(小学生以下。3歳未満は無料)

※身体障害者手帳等をお持ちの方を介助する方は無料で乗車できます。身体障害者手帳(1種)・療育手帳(㊦・A)・介護保険証(要介護1～5)のいずれかを添付し登録の申請をしてください。

■ 問合せ先

神栖市デマンドタクシー予約センター

tel 0299-90-0061 fax 0299-90-0062

神栖市役所 政策企画課 tel 0299-95-9366 fax 0299-90-1112

(9) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。事前に割引申請が必要です。

■ 対象者と申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳㊦・Aをお持ちの方

対象者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	障がい者本人が運転する場合、障がい者本人が車に同乗される場合(タクシー等利用時也可)
	第2種身体障がい者	障がい者本人が運転する場合(障がい者本人の運転免許証が必要)(代車やレンタカー利用時也可)
必要なもの	ETCを利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳 ・登録を希望する自動車の車検証(電子車検証の場合は、電子車検証原本及び自動車検査証記録事項) ・第2種身体障がい者の場合、障がい者本人の運転免許証
		<p>※登録できる車の車種や所有者についても要件がありますので、詳細はお問合せください。</p> <p>※割引には有効期限があります。引き続き割引の適用を受ける場合は、更新の手続きが必要です。更新は有効期限の2か月前から受け付けます。</p>

ETCを利用する場合	上記に加え、 ・ETCカード(障がい者本人名義のものに限ります。ただし、障がい者が18歳未満の場合は保護者名義のものが使用できます。) ・車載器番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)
------------	--

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(10) 国内航空運賃・フェリー旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が利用する場合、運賃が割引になります。各会社により対象者が異なりますので、事前にお問い合わせください。

■ 問合せ先 各航空会社・フェリー会社

(11) いばらき身障者等用駐車場利用証

障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などで歩行が困難な方が、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場(車椅子マークのある駐車スペース)を利用しやすくするために、駐車した車の中に掲示する利用証を交付します。

■ 対象者 歩行が困難でかつ下表に該当する方

視覚障がい	4級以上	
聴覚又は 平衡機能の障がい	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	脳原性運動機能障がい	上肢機能 移動機能
内部障がい	心臓機能障がい	4級以上
	じん臓機能障がい	
	呼吸器機能障がい	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	
	小腸機能障がい	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 肝臓機能障がい	
知的障がい者	療育手帳㊦・Aの方	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1級の方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護度が「要介護1」以上の方	
難病患者	指定難病特定医療費受給者証を交付された方	
	小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方	
妊産婦	母子手帳を交付された方で妊娠7か月～産後6か月の方	

■ 問合せ先 障がい福祉課 tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

(12) 駐車禁止の除外

障がいをお持ちの方が、自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき公安委員会交付の標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも、駐車することができます。

■ 対象者 下表のとおりです。

障がい種	手帳等級
視覚障がい	1～3級、4級(1種)

聴覚障がい		2～3級
平衡機能障がい		3級
音声・言語機能障がい		該当なし
そしゃく機能障がい		該当なし
上肢機能障がい		1級、2級（1種）
下肢機能障がい		1～4級
体幹機能障がい		1～3級
脳原性運動機能障がい	上肢機能（－上肢のみを除く）	1～2級
	移動機能	1～4級
内部機能障がい（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫）		1～3級
戦傷病者手帳	上肢機能障がい	特別項症から第3項症までの各項目
	下肢機能障がい	
	内部機能障がい（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸）	
	視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項目
	聴覚障がい	
平衡機能障がい		
体幹機能障がい		
療育手帳		㊦・A
精神障害者保健福祉手帳（自立支援医療費の支給を受けている方）		1級
小児慢性特定疾病医療受給者証		色素性乾皮症の認定を受けている方

■ 問合せ先 神栖警察署 tel 0299-90-0110 神栖市木崎 1203-15

（13）福祉車両利用料助成事業

車椅子を使用しなければ移動が困難な方の社会参加を支援するため、福祉車両レンタカー料金の一部を神栖市社会福祉協議会が助成します。通院・外出・旅行など様々な用途にお使いいただけます。助成を受けるには、事前の申請が必要です。身体障害者手帳・介護保険被保険者証などをご用意の上、神栖市社会福祉協議会窓口までお越しください。

■ 助成対象






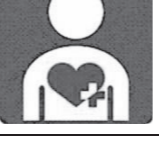
神栖市にお住まいの身体障害（児）者または高齢者で、移動に車椅子を必要とする方の外出に伴う、車椅子昇降装置付きの普通自動車及び軽自動車のレンタカー料金。
 ※燃料や有料道路、有料駐車場、キャンセル料、その他の費用は対象外です。
 ※団体・法人が使用する福祉車両利用料金は助成対象となりません。また、個人でも事業に用いる場合は対象外です。



■ 助成額

上記利用料金としてレンタカー業者に支払った額の10分の9を助成
 100円未満の端数がある場合は、切り上げます。

■ 問合せ先 神栖市社会福祉協議会 神栖本所 tel 0299-93-0294 fax 0299-92-8750
 波崎支所 tel 0479-48-0294 fax 0479-48-1294

《障がい者に関するマーク》

国際シンボルマーク（障がい者）		国際シンボルマークは、全ての障がい者が利用できる建築物・施設・公共輸送機関などであることを示す世界共通のマークです。駐車禁止を免れる・障がい者専用駐車場が優先的に使用できる等の証明にはなりません。
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については努力義務となっています。標識をつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は罰せられます。
聴覚障害者標識		「聴覚障害者標識」の表示は、ワイドミラーの装着を条件に取得した者が対象となります。標識を表示した自動車に対する幅寄せ等が禁止されています。
国際シンボルマーク（盲人）		盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮についてお願いいたします。
ほじょ犬マーク		身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。現在では公共の施設や交通機関はもちろん、民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。
耳マーク		聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークです。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない、聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてお願いいたします。
オストメイト		人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。このマークは、オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。
ハートプラスマーク		「身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障がいがある人」を表しています。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてお願いいたします。
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いいたします。

障害者雇用 支援マーク		<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>
ヘルプマーク		<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。</p>

12. 公共料金の助成など

(1) 携帯電話料金の割引

障がい者手帳等をお持ちの方が契約している携帯電話の料金が割引されます。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - ・療育手帳をお持ちの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方
- 問合せ先 各携帯電話会社

(2) NHK放送受信料の減免

下記対象者のNHK受信料が割引されます。

- 対象者
 - 全額免除・・・障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
 - 半額免除・・・視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約をしている場合
 - 半額免除・・・身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約をしている場合
- 申請に必要なもの 障がい者手帳・印かん
- 問合せ先 NHK水戸放送局 tel 029-232-9811 水戸市大町3-4-4

(3) NTT無料番号案内（ふれあい案内）・NTTファックス104

障がいのために電話帳利用が困難な方については、無料で104電話番号案内サービスを行います。また、耳や言葉の不自由な方からの電話番号のお問い合わせをファックスで案内するサービスもあります。ご利用には、事前に登録が必要です。

- 対象者
 - ①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
 - ・視覚障がい 1～6級
 - ・肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障がい） 1、2級
 - ・聴覚障がい2、3、4、6級
 - ・音声・言語又はそしゃく機能障がい 3、4級
 - ②療育手帳をお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
 - ・視覚障がい 特別項症～第6項症
 - ・上肢機能障がい 特別項症～第2項症
 - ・聴覚障がい 第2、4項症
 - ・音声・言語又はそしゃく機能障がい 第1、2、4項症
- 問合せ先 NTT tel 0120-104-174 fax0120-104-134

(4) 青い鳥郵便葉書の無償配布

通常郵便はがき（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り（※））、通常郵便はがき胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）を、お一人様につき1種類を20枚無償で配布します。希望される方は、受付期間中に手続きが必要です。

※くぼみ入り通常郵便はがきは、視覚障がい者の方が使いやすいように、はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにしたはがきです。

■ 対象者

身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
療育手帳⓪・Aをお持ちの方

■ 受付期間

毎年4月～5月

■ 問合せ先 お近くの郵便局

市内事業所一覧

サービスの種類	事業者名	住所	電話 FAX
居宅介護	社会福祉法人 白十字会 神栖訪問介護事業所	神栖市賀2148-26	0299-93-1174 0299-93-2274
居宅介護	訪問サポート ハートケア	神栖市賀379	0299-77-8433 0299-77-8433
居宅介護	指定訪問介護フクシス	神栖市息栖3040-93 第15平成荘8号棟	0299-94-2992 0299-94-2993
居宅介護	訪問介護 碧の風	神栖市息栖3079-782	0299-77-8697 0299-77-8695
居宅介護	合名会社 息栖サテライト	神栖市息栖3950-64	0299-91-1281 0299-91-1282
居宅介護	プレーメンヘルパース テーション	神栖市平泉東1-64-60	0299-95-5710 0299-95-5720
居宅介護	ニチイケアセンター神栖	神栖市大野原3-11-11	0299-95-5531 0299-92-1601
居宅介護	ヘルパーステーション ケアプラスかみす	神栖市知手中央4-12-9	0299-95-7722 0299-95-7720
居宅介護	有限会社 ハートケア たんぼぼ	神栖市知手中央7-1014- 35	0299-90-6488 0299-90-6489
居宅介護	ヘルパーステーション 母里	神栖市太田568-27	0479-46-1980 0479-46-1979
居宅介護	企業組合 ひまわり	神栖市太田新町3-2-7	0479-46-2353 0479-46-4427
居宅介護	指定障害福祉サービス事 業所 ひなたぼっこ	神栖市若松中央1-22-17	0479-46-3555 0479-40-2210
居宅介護	ふくふく神栖	神栖市若松中央2-20	0479-46-0081 0479-46-0077
居宅介護	ゆかり訪問介護サービス	神栖市矢田部8725-6	0479-40-5501 0479-40-5502
居宅介護	株式会社 カシマクオリ ティーライフ 障害者福 祉サービス事業所	神栖市土合東1-2-7	0479-26-3367 0479-21-7020
居宅介護	ミナト介護サービスはさ き	神栖市土合南2-1-21	0479-48-5177 0479-48-5187
居宅介護	ケアなごみ	神栖市波崎6442-1	0479-40-3910 0479-40-3911

同行援護	訪問サポート ハートケア	神栖市賀379	0299-77-8433 0299-77-8433
同行援護	指定訪問介護フクシス	神栖市息栖3040-93 第15平成荘8号棟	0299-94-2992 0299-94-2993
同行援護	訪問介護 碧の風	神栖市息栖3079-782	0299-77-8697 0299-77-8695
同行援護	合名会社 息栖サテライト	神栖市息栖3950-64	0299-91-1281 0299-91-1282
同行援護	プレーメンヘルパース テーション	神栖市平泉東1-64-60	0299-95-5710 0299-95-5720
同行援護	有限会社 ハートケア たんぼぼ	神栖市知手中央7-1014- 35	0299-90-6488 0299-90-6489
同行援護	ヘルパーステーション 母里	神栖市太田568-27	0479-46-1980 0479-46-1979
同行援護	ふくふく神栖	神栖市若松中央2-20	0479-46-0081 0479-46-0077

サービスの種類	事業者名	住所	電話 FAX
行動援護	指定訪問介護フクシス	神栖市息栖3040-93 第15平成荘8号棟	0299-94-2992 0299-94-2993
行動援護	合名会社 息栖サテライト	神栖市息栖3950-64	0299-91-1281 0299-91-1282
行動援護	有限会社 ハートケア たんぼぼ	神栖市知手中央7-1014- 35	0299-90-6488 0299-90-6489
行動援護	株式会社 カシマクオリ ティーライフ 障害者福 祉サービス事業所	神栖市土合東1-2-7	0479-26-3367 0479-21-7020
行動援護	ミナト介護サービスはさ き	神栖市土合南2-1-21	0479-48-5177 0479-48-5187

短期入所	OHANAハウス	神栖市木崎2825-25 ラフォンテ・チャオ7th	0299-95-6040 0299-95-5720
短期入所	神栖啓愛園	神栖市知手3653-1	0299-96-1831 0299-96-4141
短期入所	グループホームみはる園 神栖	神栖市知手中央1-9-30	0299-94-3670 0299-94-3671
短期入所	ショートステイハミング	神栖市須田3419-2	0479-46-7007 0479-40-0506

生活介護	多機能型重症児デイすい んく・生活介護 feel	神栖市平泉2407	0299-95-7107 0299-95-7108
生活介護	神栖市福祉作業所 きぼ うの家	神栖市溝口1746-1	0299-92-4113 0299-92-4119
生活介護	神栖市障害者デイサービ スセンターのぞみ	神栖市溝口1746-1 保健・福祉会館内	0299-93-1063
生活介護	神栖啓愛園	神栖市知手3653-1	0299-96-1831 0299-96-4141
生活介護	ハミングハウス	神栖市矢田部12642-12	0479-40-0505 0479-40-0506
生活介護	障害者地域支援センター 潮風の郷	神栖市矢田部5258	0479-40-2171 0479-40-2173
生活介護	でいサービスみなと	神栖市土合南2-1-21-1	0479-48-0300 0479-48-5187

施設入所支援	神栖啓愛園	神栖市知手3653-1	0299-96-1831 0299-96-4141
--------	-------	-------------	------------------------------

就労移行支援	Kichi-Kuro	神栖市下幡木3919-47	0299-77-7111 0299-77-7100
就労移行支援	就労移行・就労継続B型 支援事業所 レイン ボー・ブリッジ	神栖市神栖1-6-26	0299-95-5877 0299-95-5878
就労移行支援	障がい者就労支援事業所 メーブルコンパス	神栖市神栖3-2-25	0299-94-5624 0299-94-5624
就労移行支援	ジョブサポートセンター	神栖市大野原中央3-1- 55	0299-95-5710 0299-95-5720
就労移行支援	障がい者就労支援事業所 コンパス	神栖市溝口4873-26	0299-94-7126 0299-94-7127
就労移行支援	グッドライフ神栖みはる 園1号館	神栖市日川4496-1	0299-94-6255 0299-94-6256
就労移行支援	グッドライフ神栖みはる 園2号館	神栖市日川4496-2	0299-94-2377 0299-94-6256
就労移行支援	特定非営利活動法人ハ ートスペースあゆみ	神栖市土合西2-1-8	0479-21-7003 0479-21-7003

サービスの種類	事業者名	住所	電話 FAX
就労継続支援(A型)	エバークリーン神栖	神栖市賀2108-17	0299-95-7382 0299-95-7383
就労継続支援(A型)	エバークリーン波崎	神栖市日川1963-2	0299-94-7794 0299-94-7795

就労継続支援(B型)	Kichi-Kuro	神栖市下幡木3919-47	0299-77-7111 0299-77-7100
就労継続支援(B型)	ジョブサポートセンター 2	神栖市平泉東1-64-60	0299-95-5710 0299-95-5720
就労継続支援(B型)	就労移行・就労継続B型 支援事業所 レイン ボー・ブリッジ	神栖市神栖1-6-26	0299-95-5877 0299-95-5878
就労継続支援(B型)	ひだまり	神栖市神栖3-1-16	0299-94-6788 0299-94-6788
就労継続支援(B型)	いしかわ治療院・指圧マッ サージ60分2, 780円	神栖市大野原6-1-21	0299-92-3331
就労継続支援(B型)	ジョブサポートセンター 1	神栖市大野原中央3-1- 55	0299-95-5710 0299-95-5720
就労継続支援(B型)	神栖市福祉作業所 きぼ うの家	神栖市溝口1746-1	0299-92-4113 0299-92-4119
就労継続支援(B型)	障がい者就労支援事業所 コンパス	神栖市溝口4873-26	0299-94-7126 0299-94-7127
就労継続支援(B型)	グッドライフ神栖みはる 園1号館	神栖市日川4496-1	0299-94-6255 0299-94-6256
就労継続支援(B型)	グッドライフ神栖みはる 園2号館	神栖市日川4496-2	0299-94-2377 0299-94-6256
就労継続支援(B型)	ハミングハウス	神栖市矢田部12642-12	0479-40-0505 0479-40-0506
就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人ハ ートスペースあゆみ	神栖市土合西2-1-8	0479-21-7003 0479-21-7003

共同生活援助	クレッシエンドアメニ ティK	神栖市賀2044-7	0291-36-7555 0291-36-7556
共同生活援助	鹿島ダルク・シャローム ハウス	神栖市神栖1-6-26	0299-93-5507 0299-93-5508
共同生活援助	ぷらす・One	神栖市大野原3-10-6 ガーデン五月	0299-94-2560 0299-94-2560
共同生活援助	クレッシエンドかみす I	神栖市大野原中央6-5- 48	0299-94-3739 0299-94-3739
共同生活援助	OHANAハウス	神栖市木崎2825-25 ラフォンテ・チャオ7th	0299-95-6040 0299-95-5720
共同生活援助	ウェルおくのや	神栖市奥野谷5948-8	080-4359-9398 03-4333-7985
共同生活援助	グループホームけいあい	神栖市知手3659	0299-96-1831 0299-96-4141
共同生活援助	ひばり寮	神栖市知手3823	0299-96-1831 0299-96-4141
共同生活援助	グループホームみはる園 神栖	神栖市知手中央1-9-30	0299-94-3670 0299-94-3671
共同生活援助	グループホームハミング	神栖市須田3419-2	0479-46-7007 0479-40-0506

サービスの種類	事業者名	住所	電話 FAX
児童発達支援	多機能型重症児デイ すいんく	神栖市平泉2407	0299-95-7107 0299-95-7108
児童発達支援	ゆめキッズ神栖第三教室	神栖市深芝南2-25-6	0299-77-8997 0299-77-8997
児童発達支援	シードリーフ神栖	神栖市神栖1-12-23	0299-95-8851 0299-95-8852
児童発達支援	神栖市児童発達支援事業 所 つくしんぼ	神栖市大野原中央3-4- 21	0299-92-5755 0299-92-5755
児童発達支援	でいサービスみなと	神栖市土合南2-1-21-1	0479-48-0300 0479-48-5187
児童発達支援	神栖市児童発達支援事業 所 なのはな	神栖市土合本町3-9809- 158（令和5年4月から）	0479-48-7787 0479-48-5168

放課後等デイサービス	おはなくらぶ2	神栖市息栖2287	0299-95-6040 0299-95-5720
放課後等デイサービス	おはなくらぶ	神栖市息栖3040-277、 3040-278	0299-95-6040 0299-95-5720
放課後等デイサービス	多機能型重症児デイ すいんく	神栖市平泉2407	0299-95-7107 0299-95-7108
放課後等デイサービス	指定放課後等デイサービ ス事業所カラフル	神栖市深芝南1-4-1	0299-77-8202 0299-77-8205
放課後等デイサービス	ゆめキッズ神栖第二教室	神栖市深芝南2-18-4	080-4120-8997 0299-77-8997
放課後等デイサービス	ゆめキッズ神栖	神栖市深芝南2-25-11	0299-77-8997 0299-77-8997
放課後等デイサービス	ゆめキッズ神栖第三教室	神栖市深芝南2-25-6	090-8944-8997 0299-77-8997
放課後等デイサービス	シードリーフ神栖	神栖市神栖1-12-23	0299-95-8851 0299-95-8852
放課後等デイサービス	神栖市障害者デイサービ スセンターのぞみ	神栖市溝口1746-1 保健・福祉会館内	0299-93-1063
放課後等デイサービス	にこにこハート	神栖市太田4633-1	0479-21-7571 0479-21-7571
放課後等デイサービス	障害者地域支援センター 潮風の郷	神栖市矢田部5258	0479-40-2171 0479-40-2173
放課後等デイサービス	でいサービスみなと	神栖市土合南2-1-21-1	0479-48-0300 0479-48-5187
放課後等デイサービス	太陽の家	神栖市土合南3-6-17	0479-26-4805 0479-26-4809
放課後等デイサービス	にこにこハート土合教室	神栖市土合本町1-9082- 18	0479-26-3301 0479-26-3301

サービスの種類	事業者名	住所	電話 FAX
計画相談支援	プレーメン相談支援事業 所	神栖市平泉東1-64-60	0299-95-5710 0299-95-5720
計画相談支援	神栖社協地域生活支援セ ンター	神栖市溝口1746-1	0299-93-0294 0299-92-8750
計画相談支援	グッドライフ神栖	神栖市日川4496-2	0299-94-2377 0299-94-6256
計画相談支援	神栖啓愛園相談支援事業 所	神栖市知手3653-1	0299-96-1831 0299-96-4141
計画相談支援	たんぼぼ相談支援セン ター	神栖市知手中央7-1014- 35	0299-90-6488 0299-90-6489
計画相談支援	相談支援事業所 ひなた ぼっこ	神栖市若松中央1-22-17	0479-46-3555 0479-40-2210
計画相談支援	ハミングハウス特定・児 童相談支援事業所	神栖市矢田部12642-12	0479-40-0505 0479-40-0506
計画相談支援	相談支援事業所 潮風の 郷	神栖市矢田部5258	0479-40-2171 0479-40-2173
計画相談支援	ミナト介護サービスはさ ぎ	神栖市土合南2-1-21	0479-48-5177 0479-48-5187
計画相談支援	ころーる	神栖市波崎7172	080-8431-8850 0479-46-5443

障害児相談支援事業	プレーメン相談支援事業 所	神栖市平泉東1-64-60	0299-95-5710 0299-95-5720
障害児相談支援事業	神栖市役所 福祉部 障がい福祉課	神栖市溝口1746-1	0299-90-1137 0299-77-5844
障害児相談支援事業	指定相談支援事業所 グッ ドライフ神栖（みはる園）	神栖市日川4496-2	0299-94-2377 0299-94-6256
障害児相談支援事業	たんぼぼ相談支援セン ター	神栖市知手中央7-1014- 35	0299-90-6488 0299-90-6489
障害児相談支援事業	相談支援事業所 ひなた ぼっこ	神栖市若松中央1-22-17	0479-46-3555 0479-40-2210
障害児相談支援事業	ハミングハウス特定・児 童相談支援事業所	神栖市矢田部12642-12	0479-40-0505 0479-40-0506
障害児相談支援事業	相談支援事業所 潮風の 郷	神栖市矢田部5258	0479-40-2171 0479-40-2173
障害児相談支援事業	ミナト介護サービスはさ ぎ	神栖市土合南2-1-21	0479-48-5177 0479-48-5187



©神栖市

神栖市イメージキャラクター カミスココくん

やさしい福祉 令和5年度版

発行 神栖市

編集 福祉部 福祉事務所

障がい福祉課

〒314-0121

茨城県神栖市溝口 1746 番地 1

電話 0299-90-1137 (直通)

FAX 0299-77-5844

E-mail sh-fukushi@city.kamisu.ibaraki.jp